

平成30年第2回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成30年6月12日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第2回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成30年6月12日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年6月12日 9時56分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成30年6月12日 15時59分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 1名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	×	税住民課長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
	建設産業 課 長	石川久仁洋	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	5 番	大 倉 博		6 番	坂 本 英 人		

議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 平成30年第2回笠置町議会会議録

平成30年6月12日～平成30年6月20日 会期9日間

議 事 日 程 (第1号)

平成30年6月12日 午前9時56分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 平成29年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 議案第27号 伊賀・山城南定住自立圏形成協定の一部変更の件
- 第6 議案第28号 町道笠置山線道路改良工事の請負契約締結の件
- 第7 議案第29号 笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第30号 平成30年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
- 第9 発委第1号 笠置町議会委員会条例一部改正の件
- 第10 発委第2号 木津川市・相楽郡選挙区の府議会議員定数の増員に関する決議の件

開 会 午前9時56分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

さわやかな陽気も6月になると蒸し暑くなり、汗ばむ日が続いています。先週から梅雨入りとなりましたが、災害が起こらないようお祈りいたします。

本日、ここに平成30年第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦勞さまでございます。本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成30年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

総務財政課長から、諸般の事情のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、大倉博君及び6番議員、坂本英人君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は、本日から6月20日までの9日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る5月25日、山城地区議長連絡協議会、役員会及び定例会が文化パーク城陽にて開催され、出席いたしました。役員会では、平成29年度に引き続き、30年度も幹事をさせていただくことになりました。定例会では、平成30年度事業計画及び予算等について審議いたしました。

5月28日、全国町村議会議長会主催の平成30年度町村議会議長研修会が東京都で開催され、出席をいたしました。「町村議会議員の議員報酬等の在り方」の中間報告と町村議会のあり方に関する研究会報告書についての講演などが行われました。

以上、議会報告とさせていただきます。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 行政報告をさせていただきます。

本日、ここに平成30年第2回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、御多用のところ、全員の出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

近畿地方でも梅雨入りをし、じめじめした日が続いております。皆様方におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。台風や洪水のシーズンを迎えますが、被害が起こらないことを願っております。

それでは、町政の状況につきまして御報告を申し上げます。

今回、国の実践型雇用創造事業の採択を受けまして、これから3年間、笠置町において雇用を生み出していくべく、セミナーや人材育成などの事業を行っていただきます。いこいの館の2階の空きスペースを事務所として開設をいたしましたので、ぜひお立ち寄りをお願いしたいと思っております。

また、5月23日には、いこいの館2階会議室で伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョンの推進・増進に向けた3市町村合同の職員研修会を実施いたしました。この取り組みは2年目を迎え、これからますます住みよいまちづくりのため、可能性を高めていきたいと考えております。

また、6月3日には、皆様方にもお世話になりましたかさぎひろばのオープン記念式典を挙行させていただきました。おかげをもちまして盛大に、また成功裏に終えることができました。ありがとうございました。今後も、町民の皆様の交流の場、サービスを受けていただく場、雇用を生み出していける場として盛り上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回、本定例会に御提案を申し上げます案件は、報告1件、議案案件は補正予算1件を含む4件でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、報告第1号、平成29年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件について、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 報告第1号、平成29年度笠置町繰越明許費繰越計算書につきまして説明をさせていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146号第2項の規定によりまして、繰り越しをしたものについて報告するものでございます。

内容といたしましては、社会資本整備総合交付金に係ります笠置山線改良工事事業など5件、総務管理費2件、教育総務費1件の事業で、総額1億6,357万3,000円となっております。よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） これで行政報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第27号、伊賀・山城南定住自立圏形成協定の一部変更の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第27号、伊賀・山城南定住自立圏形成協定の一部変更について、提案理由を申し上げます。

定住自立圏推進要綱に基づき、平成28年10月に伊賀市と締結した定住自立圏形成協定の一部を変更することについて、笠置町議会の議決すべき事件を定める条例第2の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由及び内容は、当初、伊賀市と協定していない項目がありましたが、さらに圏域での連携した取り組みを進めていくため、教育の分野を初め、産業振興、地産地消、地域内外の住民との交流の分野から6項目を追加するものでございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課担当課長兼会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） それでは、議案第27号、伊賀・山城南定住自立圏形成協定の一部変更の件について説明させていただきます。

平成28年10月4日に伊賀市と締結しました伊賀・山城南定住自立圏の形成に関する協定書について、新たに6項目を追加したいので、議会の議決を求めます。

今回追加する項目は、教育分野では、教育環境の整備として高校進学について拡大を進め

るもの、産業振興では、就労の支援と雇用の促進、企業立地の促進、地域ブランド創造促進事業の3項目、地産地消では、地産地消の推進と販路拡大、地域内外の住民との交流では、空き家の利活用としての6項目となります。

南山城村と同じ項目を協定することで、さらに圏域での交流や事業推進が図られるものと思います。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので、申し添えます。質疑ありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

就労支援と雇用の確保とありますけども、具体的にはどんなイメージで行政としては動かれるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点、就労支援の件でございますが、笠置町、南山城村ともに伊賀市に隣接しているということで、産業は伊賀市のほうがたくさん工場、今どんどん進んでおります。ビジネスマッチングとか就労の説明会、そういった情報をこちらのほうにいただきまして、笠置からも合同説明会に参加しやすいような取り組みを進めていくというのがまず1点でございます。

具体的な内容につきましては、ただいま定住自立圏が9つの部会に分かれておりますので、そういった部会の中で取り組みを決めていきたいというふうに考えております。

もう一点、移住促進の件でございます。

移住促進の件につきましても、現在……

（「就労支援と雇用の確保について聞いているから、移住はまだ聞いていない。

先読み」と言う者あり）

商工観光課長（小林慶純君） 申しわけございません。

雇用促進の件につきましても、先ほどの就労と関係いたしますが、比較的近距離で行けませ伊賀市への雇用をできるだけ今以上に進めるために、先ほども申しましたが、伊賀市のほうから情報をいただきながら今後取り組んでいきたい。具体的な内容につきましては、今後、部会の中で進めていきます。そういうことを今現在考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

今、課長がおっしゃったように、必要なことだと思うんですよ。僕も、今、移住・定住に関しても、課長がおっしゃいそうになりましたけども、ワンセットにはなってくると思うんですよ。

移住にかかわる中にどうしてもやっぱり居住と就労、そこは絶対密にはなってきますので、おっしゃるように進んでいけばなと思うんですけども、今の内容やと余りにも漠然とし過ぎていて、実際、じゃあどういうところがあるのか、本当に一つ一つの事業所と行政が結ばれることが就労支援と雇用の確保につながるのか、それとも、笠置町の移住・定住みたいなものを進めている機関、部署があるんだとすれば、そこにハローワークのような機能を持ってくる。で、笠置から何キロ圏内の就労確保は、笠置はいろんなところを持っていますよというような情報のネットワークを持つハブになると。だから、笠置に住めばこれだけの就労が確保できていますよというものを目指した中で伊賀市との連携を密に進めていく。最終的な出口が伊賀市だけでは、やっぱり住もうと思ってイメージしている人の可能性というか、思いというのがなかなか酌み取れへんようになってくると思うんですよ。

もちろん南山城村にはお茶がありますし、シイタケもありますし、伊賀市にもいろんな農業もある。工場だけじゃなく、農業も伊賀市というのは盛んで、本当に有機だったりとか無農薬だったりとか、そういう先進的な事例を持ってはる農家さんもぎょうさんおるんで、もっともっと広い視野で笠置に住む利便性というのを広められるような動き方、考え方、行動をしていただきたいと切に願います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員のお言葉、ありがとうございます。

確かに職、居住地というのは一体で進むべきと考えております。やはり移住・定住を進める、就業も進めるというのは一体的に考えていき、今後も進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この定住自立圏の件につきましては、当初協定を結ばれたときに私は質問させてもらっております。というのは、今回出されてきた6項目が、当時、南山城村は全部協定項目に該当しているのに、笠置町はこの6項目が抜けていました。どういうことで笠置町は抜けているのかという質問をさせていただいたと思うんですけども、そのときの答弁では、まだ全てやれるというあれがなかったんで、必要性が出てきたときにまた取り組んでいきたいというよ

うな答弁があったと思うんですけども、今回なぜ6項目全部協定するという形になったのか、その辺について答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

平成27年6月に伊賀市が定住自立圏構想の中心都市宣言をされました。それを受けて伊賀市のほうから、笠置町にも一緒に取り組みをしませんかという働きかけをいただきました。その中で、いろんな項目の中で、その当時、笠置町と伊賀市が取り組める内容としてこれぐらいいだ、言葉はおかしいですけども、これぐらい当面取り組んでいけると、そういう思いで、その当時は南山城さんと伊賀市が締結されたものより6つ少ないところで提携をしてきた次第でございます。

そういう中でございましたけども、今般、5月23日に改めまして定住自立圏共生ビジョンの推進・増進に向けました3カ市町村合同の職員研修会を開催いたしました。そういうことを受けまして、今、小林課長からも、9分野に分かれまして、そこでの部会長などを決めまして、これから具体的に取り組んでいこうという流れを受け、笠置町もその部会に入らせていただいて一緒に取り組んでいこうということになりまして、今まで笠置町と伊賀市が結んでいなかった6項目につきましても、同じテーブルに乗って一緒に取り組んでいこうということになった次第でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

おっしゃったとおりやと思うんですけども、それでは、抜けていた6項目が全然笠置町に関係ないかというたら、大いにありなんですよ。教育関係の整備なんかにしても、昔から伊賀市とは交流もやっていました。そういうこともあって、なぜ笠置町が抜けているのかということ指摘したわけなんですけども、こういうのは大いにやっていっていただきたい。

それから、先ほどの就労支援と雇用の促進も、笠置町の総合戦略の中でもうたわれている項目であるから大いにやっていってほしいと思うんですけども、そういう中で、自立圏協定の中で、30年度に特に取り組んでいこうとしておられる項目はどのような項目になっているんですか、お教え願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今までの定住自立圏共生ビジョンにおけます取り組みは、29年度におきましては、24時間救急ダイヤルと消防の総合応援協定を結ばせていただきました。

30年度につきましては、先ほども申しましたように、各部会を立ち上げまして、部会長を中心として担当職員がそこに入りまして、具体的な取り組みをこれから決めていただくということになっております。そういうことで御理解をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

これから部会を開いてやっていくということやけども、早いことそういうことをやらしてもらわんと、もう30年に入っているんですからね。どういうことをやるのか。去年も24時間ダイヤルぐらいしか実際の動きというのはなかったように思うんですけども、せっかく自立圏の協定を結んでやっているんですから、大いに活躍してもらわんと困ると思うんですよ。

交付金なんかはどうなっているのか。当初、伊賀市のほうには最大8,500万というようなことで、周辺の町村には1,500万の交付金が出るというような話を聞いておりましたけども、この辺の話もどうなっているのかわからんし、だからもっと積極的に、移住関係の推進についても、空き家の利活用、これは今回協定に入れてもらっていますけども、こういう面についても、笠置町としての移住の関係も全然進んでいないように思うんで、特にこういう弱いところを、やっぱり伊賀市と協定を結んだんやから、大いに活用してもらって促進してもらおうようにお願いしときます。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 中心都市には年間8,000万が充当されます。笠置町につきましては、最大1,500万の特別交付税が支給されることになっております。今の状況におきましては、24時間ダイヤルの体制につきまして特別交付税が充当されている、そのように認識しております。

笠置町といたしましては、やはり伊賀市の持つておられる都市機能を最大限利用させていただくことで笠置町の弱い部分をカバーしていけるだろう、そういう思いを持っております。先ほどの議論もありましたけども、やはり雇用と就労、そういうことを伸ばすことが移住・定住にも結びついていくこととなりますから、これからは積極的に伊賀市さんの持つておられる都市機能を十分活用させていただき、この取り組みをさらに充実させていきたい、そのような思いで取り組んでいきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

次に、地域ブランド創造促進事業とありますけども、これは予算はどれぐらい見てはるの

か、どんな事業をしはるのか、具体的にあるんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域ブランド創造促進事業ということで、具体的には、先ほど申しましたように、各部会の中で今後決めていくものでございます。

ただし、その内容につきましては、3市町村が共同で1つのものをつくるということではなくて、今後、地方創生事業とか雇用創造事業といった中でつくっていきます商品などを笠置町のブランドとして、南山城村、また伊賀市のほうでも販売していくと、そういった内容を今考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

ということは、笠置町が自分の町で物をつくって、その販路として南山と伊賀市があるというようなイメージでこの事業は進んでいくということで、単独で笠置町がやるということですね。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

商品につきましては、それぞれ3市町村独自のものがございます。その販路といたしまして、例えば伊賀市の大きなイベント、そういったところを活用いたしましてブランド商品を販売していく、それをブランド化していくというのがこの地域ブランド創造促進事業の内容でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 伊賀市には農産物がたくさんあると、忍者があると、いろいろありますわね。村にもお茶があつて、シイタケがあつて、道の駅があつて、今いろいろ動きがありますわね。笠置の特産品、ブランド力を強化しとありますけども、具体的には笠置はじゃあ何を売っていかはるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置にも鳥肉とかシイタケとか、そういった食べ物のほかに、アウトドア、スポーツ、そういったものも一つのブランドというふうに考えています。そういった自然を売り込んでいく、それも一つの地域ブランドというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第27号、伊賀・山城南定住自立圏形成協定の一部変更の件について反対討論をします。

この協定は、定住自立圏構想を土台として締結されているものであり、この構想は中心市となる自治体と近隣市町村となる自治体とで協定を結び、中心市の機能を積極的に活用するものとしています。そして、特別交付税が中心市には年間上限8,500万円、近隣市町村には年間上限1,500万円交付されるとしています。

それぞれの自治体内で住民サービスを充足していくのが自治体の本来の役割であり、この構想は、交付税にも差を設け、中心市と近隣市町村のサービス格差を広げる差別的なものです。サービス格差をなくすのが自治体のすべきことです。この構想と協定は、一般的に自治体間の協力や連携を進めていくというものでなく、大変問題があります。一般に協力・連携を進めていくことはいいですが、この構想と協定は、全くそういうものとは違う異質なものであると指摘しなければなりません。

以上を反対理由として討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 賛成討論をさせていただきます。

やはりこれから先、人口も減少していく、笠置には一次産業もない、今こういうマイナスの要因がある中で、伊賀市というのは、車で本当に生活圏内に容易に働きに行ける距離にある。学校にも、僕と同級生も高校は行っていました。それが幅広く選択できる可能性が広がるというのは、やはり自治体運営にとって今から必須やと思うんですよ。その可能性を妨げるような考えというものを行政が持つのはおかしいと、この考え方をやっぱり大事に育てていってほしいと。

今、お金に対しての考え方はありますけども、お金なんていうものは発想で何ぼでも覆せると思うんですよ。やる気、発想、行動、この3つが備わったら、お金には十分勝てるんです。だから行政に対しては、こういうチャンスを広げる行政運動・活動をやっていただきたい

いと切に切に願いを込めて、賛成討論にさせていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して、挙手しない者は反対とみなします。

議案第27号、伊賀・山城南定住自立圏形成協定の一部変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第27号、伊賀・山城南定住自立圏形成協定の一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第28号、町道笠置山線道路改良工事の請負契約締結の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第28号、町道笠置山線道路改良工事の請負契約締結の件について、提案理由を申し上げます。

町道笠置山線改良工事につきましては、平成16年度から測量・設計業務を、また翌年度から用地取得などの業務を開始し、実際の工事は平成18年度から着手しており、工事着手後から昨年度で12年が経過いたしました。ようやく完成が見えるところまでこぎつけることができました。財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金と地方債を充当し、平成30年度末の供用開始に向けまして事業を進めるものでございます。

今回は、平成29年度繰り越し事業として実施いたします町道笠置山線道路改良工事の請負契約締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） それでは、議案第28号は、議案書の朗読をもって説明させていただきます。

議案第28号、町道笠置山線道路改良工事の請負契約締結の件。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和54年条例第9号）第2条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出。笠置町長、西村典夫。

内容としましては、1. 契約の目的、町道笠置山線道路改良工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額、8,394万5,160円。4. 契約の相手方、京都府相楽郡笠置町大字有市小字峠阪47番地、株式会社森本コーポレーション、代表取締役、森本春行。5. 工期、議決の日から平成30年12月27日まででございます。

以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この前もらった資料に基づいて質問いたします。

六角堂から柳生のほうに行く道に桜の木が10本から20本ぐらいあるんです。ちょうどええころ合いの桜の木なんですけども、その横にあるアスファルト、ここで見たら⑥で舗装の取り壊しとなっているんですね。そして、桜の木を全部切るとお聞きしているんですよ。本当にこれでいいのかなと思って。笠置町は桜とか言っているのに、ちょうどええ桜の木を全部切ると聞いたんですよ。

五、六年前にサクラを守る会の方が六角堂の真ん中と文化財の周りに桜をどっと植えられたんですよ。これを見つけて私は、サクラを守る会の方に、これは取り除いてください、文化財のところに置くのは大変でしょうと言ったら、すぐにのけていただきました。そのときに思ったんだけども、この桜の木を生かして柳生までの、かさぎゴルフ場までのところを桜並木にしてほしいなと当時は思っていたんですよ。

ここに2期工事で植栽工と書いていますけども、本当に桜の木を切られるんですか。笠置は桜と町長はふだんから言っておられて、笠置の駅前で3本切られても町民の方はいろいろ文句をおっしゃっております。どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

桜の木の伐採の件でございます。

現在着手しております町道は、現道の笠置山線の道を取り込む形で当初から計画されておりました。現在残っております桜の木は約10本と確認しておるところなんですけども、それを残すと町道の工事に支障が出てくることとなります。御承知のとおり、町道の幅員の中に桜の木があることとなりますので、切らないことには、形状的にも幅員の的にも道となっていくことが非常に困難であるということが言えます。

また、先ほども言われましたように、笠置町内、もしくは町民の方には、やっぱり町内の桜であったり笠置山の桜については、いろんな思いを持っておられるとは私も思います。しかしながら、そういった形で工事を進めていく中で、やむを得ず切らざるを得ない状態であるということを何とぞ御理解いただきたいというふうに思います。

また、後のほうでも触れていただきましたけれども、今年度の工事計画の中にも、当然、桜の植栽というのを予定しております。これは文化庁からの指示もございまして、桜の苗木は、六角堂周辺、町道沿線に約50本の植栽を予定しているところでございます。現在、この苗木のほうにつきましては、日本さくらの会の宝くじ桜を申請し、それをもって植栽する予定でおるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

50本とおっしゃったけども、かさぎゴルフ場まで行く間に桜並木ということはないですか、そういったことの考えは。課長、そこには桜が植えやすい。ただ、植えた場合には鹿の害があるんですよ。小さいやつはほとんど食べられる。御存知のように、切山とかでも、植えられても結局食べられて、1本だけ残って、またことし何本か植えられておりますけども、そういう食害もあるんですけども、先ほど言いましたように、かさぎゴルフ場までの間の道路をそのかわり、切るとしたかて、ずっと桜並木にする意向はないですか。その辺、どうですかね。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

かさぎゴルフのところまで桜並木ができないかという御質問ではございますけれども、延長的にもかなり長い延長でございますし、今50本の予定をしているところでございます。六角堂の周辺を中心に植える計画を持っておりますので、今現在の笠置山山頂駐車場からかさぎゴルフの方面までいきますとかなり延長が長いことになりますので、50本ではさすがに並木というのは難しいのかなと思います。

かさぎゴルフよりもう少し前のところから六角堂に向けての植栽というような今現在の予定となっておりますので、並木という形ではさすがにしんどいかなと思うんですが、限られた中でできるだけ見ばえのいいといいますか、配置のいいような植栽は予定しているところでございます。

また、鹿の獣害のことについて御心配いただいております。当然、食害については懸念し

ているところではあるんですけども、今回日本さくらの会に申請しております苗木は、1メートル80ほどある苗木でございまして、切山で植えられたものよりは少し大きいものかと思えます。その点で食害も比較的軽減されるのではないかと。また、今年度では防除というのは経費に含まれておりませんが、次年度以降、交付金のつきぐあいによりまして、そういった防除は当然していかなければならないと。大きな防除ではないですけども、苗木の回りにネットを張ったりですとかいうことは当然やっていかなければならないというふうなことは考えておるところでございまして。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、今の桜の木を何本か切ると、町長としてどういう思いですか。

それと、まだあるんですけども、今おっしゃったけども、柳生までの、かさぎゴルフまでのところはおいおいやっばり植えるという、桜並木にする、今一遍には当然なかなか難しいでしょうけども、そういう考えと、この2点。

それともう一つ、この道ができたとき、今、観光協会が管理している駐車場、図面を見れば真ん中に5メートルの幅員のやつですね。すると、ほとんどもう駐車場が笠置山にはなくなるんですよ。例えば柳生から来た場合とか笠置山から登った場合、これを見たら、真ん中にずばっと5メートルの幅員の道路にしたら、来たかて駐車場がないんですよ、笠置山にとめる。そういうこともどういふふうに将来考えておられるのか。これを見たら本当にもう、駐車場は真ん中ですし、当然ここを舗装されるんでしょう。だからその辺のところ、3点ほど言いましたけども、よろしく。

それともう一点、あと舗装した場合に、下は、この道路は、打滝の道のところは砂防地なんです。だから、アスファルトにした場合に大水が出たら下のほうにどんどん流れるんですよ。ここに当然排水構造物一式と書いていますけども、崖崩れの心配、ここは本当に花崗岩で、もうぼろぼろになっているんですよ。御存知のように、この前大きな岩が落ちたり、ああいうことが時として起きないか心配するんですよ。2回もあんなところで近年岩が落ちたというのは珍しいことなんです。だから、5メートルの幅員の舗装をやれば、ここを見てもうたらわかるように、水路が一遍に流れるんですよ。だから、以前に下の住宅の方も物すごく心配されておりました。砂防ダムとか、その辺のところもどうなんですかね。本当に住宅の方も心配されておりました。その辺、どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

桜の木の町道への桜並木的なものの追加はどうかということでございます。

今回の植栽につきましては、とりあえず今回の予定としましては、桜の苗木をまず植えるということもありますけれども、緑化ブロックを入れますので、そういったところにも当然ほかのものを植栽もしていくことで計画をしております。

また、桜の木につきましてもまた検討していく必要があると思うんですが、交付金のつきぐあい等を見た中で、一本でも多く植えられたら桜並木も延びていけるのではないかなというふうに思っております。交付金のつきぐあいを見て検討していけるのではないかなというふうに思っております。

また、2点目でございます。駐車場のことについてでございます。

おっしゃいますとおり、駐車場を利用した動線が描かれておりますので、そういった関係で、少なからず駐車場が狭くなるといったことはもう当然予想されるわけでございます。しかしながら、現在、道の動線といいますか、道の確保ということで先行しておりますので、私が把握しております範囲では、今後駐車場の補填をどうするかということまではちょっと把握できておらない状況でございます。また、笠置山は史跡名勝の指定地域ですので、安易に拡張するとかいうことはできない状況ではございますので、こういったことは、また町の大きな計画の中で検討していただいた中で図っていくことではないかなと思います。

あと崖崩れの御心配でございます。

舗装等をすれば、今まで自然に土でありますと浸透していたものが、いつとき水となって大きく流れているということはいろんなところで起こっております。そういうことを踏まえまして、補強土壁ですとか排水構造物を設置しておるところでございます。万全であるかどうかというのは言い切れない分もあるかとは思いますが、そういったことを十分考慮した中で補強土壁、排水構造物を設置しているものというふうに考えております。今後、そういった事象が起きましたら、随時また対応を検討していくことになると思いますので、その点、御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私のほうからも答弁をさせていただきます。

桜の木の伐採についてでございます。

担当職員から桜の木を切らざるを得ないということを知りまして、私もすぐ笠置山に行きました。10本ほどございます桜の木の状況を見させていただき、本当に残念な思いもした

わけですが、今度の改良工事におきましてくりの中に入ってしまう、そういうことが起こってしまいましたので、やむを得ないという思いで伐採をせざるを得ない、そのような判断をしたものでございます。

また、柳生、かさぎカントリーまで桜並木にしてはどうかということにつきましては、笠置の大きな売り物になっていくと私は思います。当面50本の植栽を予定していただいている、それを受けまして、また年次的に計画を立ててそういうことも続けられたらなという考えで今はおります。

山の駐車場につきましては、真ん中に道路がつかますので駐車場が狭くなることにつきまして、年間の利用者数がどの月にどのぐらいあるのかということも調べまして、それにどのように対処していくかということにつきましては、今、観光笠置さんに委託をしとるわけでございますけれども、そういう方の意見を聞きながら、また考えていきたいと思っております。

排水につきましては、私も、議員のときに奥田住宅の方から心配をしているという声も聞きまして、下から笠置山線まで歩いて登ったことがございます。すごく危険な場所もありましたので、京都府や町に対しても、災害が起こらないように、そういうことを一番重視して工事を進めてくださいということも申し入れた経過もございます。今、課長のほうから、そういうことも考慮してきちんとした工事をやっておるということで確信を持っておりますので、その辺は万全にクリアできるかなと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 最後に1点と、要望だけして終わりたいと思います。

この前、産業会館のところにあった歴史の看板を丁寧に外されました。そしたら、あの看板は町道笠置山線に置かれるのか、どこに置かれるのか知らんけども、笠置山のどこかに設置すると町民の方からお聞きしました。これは本当ですか。それをお聞きします。そのかわり物すごく丁寧にそのあとのを取られて、それを、笠置山線になるのかどうか知らんけども、笠置山へ設置するとお聞きしました。

それと、今、駐車場の問題を言いましたけども、要望ですよ。前から言っていますけども、柳生から来る道と府道笠置山添線と、この駐車場になったら、土日なんかはもうにつきもさつきもいかないうような状況になりますよ。以前から言うてるように、地元の住民の方たちとか公安委員会のほうの方とどうするか。

ほんまにいざとなってから大変ですよ、町道笠置山線と府道笠置山添線とバッティングするから。今までやったらこの駐車場ととまっとったわけですから、府道は。柳生からここに

来た場合、町道から来るのと車がごたごたになってにっちもさっちもいかない状態に、例えば土日とか、桜の時期とか、秋のもみじ、特にそういうような時期にどうもならないときが来るんじゃないかと思うんですよ。だから、それを早く地元の方とか公安委員会とどういうふうにするか。駐車場がないということはそういうことですよ。だから、これは以前から私は要望しております。3月になってからじゃ遅いんですよ、完成してから。だから、この辺だけしっかりと要望しときますけれども、やってください。どういう形になるかわからないけども。

これはほんまに交通量が大変ですよ、一方通行にするのも大変やし。笠置山に登ってそこへとまって、ほんで柳生へ抜けて、地元の業者の方も一方通行でそのまま行けるというわけないでしょう。だから、その辺のところもあるんでしっかりと、これは以前から私が言うてるはずですよ。これができた場合に、いよいよ来年3月にできるという話やから、交通量の問題、柳生からどんどん入ってきて駐車場もなし。そういうことで要望だけしときます。どういう対策を練るか、今後の検討課題ですよ。よろしく頼みます。

議長（杉岡義信君） 答弁は要らんねんな。

5番（大倉 博君） 要望だけ。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「看板の設置のやつだけ答弁を」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 看板は別問題やねん。もう看板だけやったらとめようと思うてたんや。今の問題と趣旨が違うやろう。また個人的に看板のことは聞いてください。

西岡さん。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ようやく30年度ででき上がるということであれしいことですが、この工事は12月末が工期になっていますけども、あともう一点、図面の参考のところに書いていますけども、次回第2期工事というのが発注されて、これが3月末ということで植栽もやって終わると、こういう形になるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回議案として上げさせていただいておりますのは第1期工事でございます。この工期につきましては、議決をいただいた日から12月27日までというような工期で計画をしております。2期工事につきましては、資料にもございますとおり、舗装工事、それからガード

レール等の道路構造物、桜の植栽等を予定しております、これにつきましては、第1期工事が完了次第、入札、発注に入りたいというふうに考えております。

予定としましては、1月後半にはもう入札に入り、2月から着手をしていただけるように進めるところでございます、当然、繰り越し事業でございますので、3月末というような工期を計画しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

3月末には一応完成するというので、第2期工事の植栽工事の桜の話が出ていますけども、約50本植えるということで、先ほどから鹿の被害の件も出ています。桜の保全チームと相談とかをようしてもらって、種類ですね。ソメイヨシノよりも、山の上ですので、山桜を植えるほうがベターやと思います。その辺もちょっと考慮していただいて。

ほんで、今ある桜を工事の都合で伐採しなければならないというのはいたし方ないと思いますけども、花いっぱい委員会のほうで年度ごとに保全チームが計画なり、そういうことをやって保全をやってくれていますので、またこれも植えてもらったら、どうせあとは保全チームが保全をしていかなんということになると思いますので、鹿の防護対策についても、何回も苦い目に遭うてますので、その辺のノウハウもちょっと保全チームに相談していただいてやっていただいたらええかなと思います。

それと、桜並木にしていったらどうやという大倉議員の提案もあるんですけども、一応保全チームのほうでも年間でそういうことを考えてやっています。ところが、寄附金のまちづくり基金ということで予算を使っていますので、できるだけこういう植栽は、工事の中で予算を見てもらってちゃんと補足をしていていただきたいと思いますので、その辺もよろしくお願いしておきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

桜の種類についてでございますが、現在、日本さくらの会にお願いしておりますのは、一応ソメイヨシノのほうでございます。これはいろいろ相談も、今までの経過もありまして、山桜はどうしても花のつきが余りよろしくないというようなこともございまして、やはり見ばえといいますか、花のつきのことを考えればソメイヨシノではないかということで、ソメイヨシノのほうを今現在申請しているところでございます。

また、桜の保全チームによっていろいろとアドバイスをもらってということで、私も、専

門的な知識の中で活動いただいております保全チームのほうにいろいろ協力していただきたいというふうに思っております。

先ほども西岡議員がおっしゃいましたように、植栽につきましては、当然もう工事の中でやっていく予定でございます。保全チームさんにしていただいたらいいんでしょうけども、工事の中で入札を経て行っていないことには交付金の対象事業とも当然なっていきませんので、そういった中で、当初の植栽につきましては、工事の中でやっていくことになると思います。

また、今後の管理につきましては、これはまた商工観光のほうとも調整していく必要が当然あるかと思いますが、桜の保全会のほうにも御協力といいますか、お世話になっていかなければならないというようなことは当然起こり得ることだと思いますので、またそのときはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

1 点だけ、種類の件で、我々は保全チームとやってきて、吉野山とか、いろいろ研修にも行きました。笠置山もソメイヨシノがなぜあかんかというたら、ツグミの餌になるんです。新芽を全部食べられるから花が咲かないという食害がもう何年も前から出ています。そういうことで、笠置山へ植える計画もしたんですけども、そのときも一応山桜のほうにベターやという専門家の意見も取り入れて、そういうふうに、今、保全チームのほうではやっております。そやから、そういうことを参考にしてもらったほうが、山桜のほうに絶対ええと思いますよ。それだけちょっと注意しておきます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の御意見は、係と、町長とも相談させていただきまして、また検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。

議案第28号、町道笠置山線道路改良工事の請負契約締結の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第28号、町道笠置山線道路改良工事の請負契約締結の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時17分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第29号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第29号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、昨年度実施しました改修工事に伴い、町内食資源や特産品などの普及強化、また、2階各部屋の使用方法の変更による利用料金等の変更に伴い、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 議案第29号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件について御説明申し上げます。

今回の改正は、笠置いこいの館内で町内産の食材、商品等の販売及びそれらの宣伝・周知を充実させるため、また、温浴利用以外にも、食事につけ加え、事務、仕事、セミナー、会議利用といった新たな利用客層を獲得し、館内の利用者数、また収益の増加を図るために、昨年度、1階の喫茶コーナー、2階、3階の各部屋を修繕、改修いたしました。今後利用促進を図るため、各部屋の使用内容、使用料を定めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いこいの館をサテライトオフィスにすると、町長も6月3日の挨拶のときに、かさぎひろばオープンでサテライトオフィスとおっしゃっていました。そして私がそのときに、皆さん方ももらったこの袋もサテライトオフィスとなっているんですね。いつからいこいの館が憩える場所じゃなくて事務室になるんですか。それが不思議でならないんですよ。

そういうことで、この前国へ要望した資料を、前田課長はきょうおらせませんけども、くださいと言ったら、やはりサテライトオフィスとか、そんなことが書いてあるんですよ。我々は、議会で去年10月からもう何度か委員会をやっております。そんな話はくすつとも出なかったです。なぜ急にサテライトオフィスと出て、今、条例改正が出てくるのか。

もしサテライトオフィスを認めたとして、条例改正はしなくても、笠置交流拠点施設の設置及び管理に関する条例に笠置町サテライトオフィスがありますね。そこに付け加えたらええだけです。あえてこっちのサテライトオフィスと、こっちのサテライトオフィスと2本立ての条例をつくることはないんですよ。サテライトオフィスとおっしゃるんやったら、ここに区分として笠置町サテライトワークスペース、その下にいこいの館サテライトワークスペース、位置とかそなんを書いて、そこに別表第2とか何かで、3かであれば、何もこんなを改正しやんでいいんですよ。こっちのほうの改正をしたほうが、町民とか皆さん方も、今、東部にサテライトオフィスがあるでしょう、それと混同するわけですよ。だからここに一本化したらいいいんですよ。いこいの館があつて別に何も条例改正は、私はそう思いますよ。

これを見てください。まさしく同じことでしょう。別表第1のサテライト、部屋が一月何ぼとか書いてますわね。これと同じことです。だから別に改正しなくても、この条例は。私は、もしサテライトオフィスにするんやったら要らないと思いますよ。むしろこっちのほうを変えて一本化したほうが何ぼかわかりやすいんですよ。そう思いませんか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

サテライトオフィスという言葉がこれまでいこいの館に関連して出てまいりました。しかし、現在、サテライトオフィスという考え方はいこいの館の中ではございません。あくまでいこいの館を多様に使用できるための事務スペースということで整理をさせていただいております。

御指摘のとおり、サテライトオフィスというのは東部にあるあそこを指すものでありまして、いこいの館を指すものではないということで、誤解を招いたことに関しましては大変申しわけなく思っております。また、そういう資料が出ましたことにつきましては、改めてそこに書いてあるサテライトオフィスというのはいこいの館には存在はしない、あくまで事務スペースの提供であるということで訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 副町長、それはおかしいですよ。町の国へ出している資料にもサテライトオフィスというて書いてあるんですよ。だからこういう形になってるんとちゃいますか。ほんなら国をだまして出しているということですか。サテライトオフィスとここになってますやん。私は、無理にこの前の議会運営委員会的时候に国の資料が欲しいといたら出してくださいまして、やっと地方創生のわかりましたわ、全容が。本来ならほかの地方創生のやつも全部こんなやつが欲しいなという。我々は、地方創生というのがほんまにわからないんですよ。町民の方もいろいろ言われています。だけど今回、本当にこれで一端がわかりました。

ここにサテライトオフィスと書いてますやん。どう違うんですか。だから、ここもサテライトオフィスに、先ほど言うた東部の下に、別表第4になるのか何か知らんけども、そこを改正したらいいだけですやん。そこはほんでいこいの館にありますと書けばええだけの問題ですよ。わざわざ条例改正する必要は、こっちの条例改正は必要かわかんけども。

そうでしょう。我々も知らんかったけども、こんな上滑りというか、例えばこれを見たら、1日貸し6万円とか月貸し44万とかいう申請をしているでしょう。今もうてるところと全然違うんですよ、金額が。国の監査があった場合、どういう説明とかをされるのか、私は不思議なんですよ。一旦文章とかにした場合は国も黙っていないと思いますよ、国の会計監査があれば。私も昔、会計監査を受けたことがあります。これはだめですよ。

金額もこんな安いので、地方創生で、見てください。先ほど言いましたように、1日貸し6万円とか月貸し44万、宿泊料金5,000円、こんなことも書いてますやん。それでやっぱり国へ申請したんでしょう。だから、こんなことはおかしいですよ。我々は、ほんまに私が資料要求していなかったらこのままでいってるかもわかりませんが、おかしいですよ。

ここにもサテライトオフィスということで書いてあるんですから、町長も6月3日に挨拶

されてサテライトオフィスとおっしゃっているんですよ。だから、それをええとしたかて、今言うたように、こっちの条例を改正すればいいだけと違いますかと言っているわけです。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の質問にお答えをさせていただきます。

確かに、多分平成28年度、29年の1月ごろに地方創生交付金の事業の計画を出した段階で、お手元の資料等に記載されている内容で事業計画を出させていただきました。しかし、総務省、あるいは京都府のほうからも、事業の変更に関してあれば遠慮なく申し出てほしいということで、その後事業計画を変更させていただき、現在完成した形でもって国のほうには報告をさせていただき、そして地方創生交付金の事業として認めていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

前田課長にもらった資料で、最終的な、30年3月か、ここにもオフィス利用機能整備、事務所をサテライトオフィス及びコワーキングスペースに整備するとなっているんですよ。ことしの3月ですよ。なぜこんなことになるんですか。いこいの館をどういうふう将来されるという。いろいろ町民の方もおっしゃいます。老人施設にしてほしいとか、そういった方も、町の施設にしてほしいとかおっしゃる方もおられます。なぜサテライトオフィスなんですか。これは30年3月の資料ですよ。さっきいろいろ、28年、29年と変わっているとおっしゃったが、一貫して変わっていませんよ。サテライトオフィス、コワーキングスペースに整備すると書いてますやん。

もしそれをするんやったら、こっちのほうの改正をしたらどうですかと言ってるんです。その辺はどうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 確かに大倉議員がおっしゃったように、30年の3月に出した資料の中にもサテライトオフィス及びコワーキングスペースに整備すると書いてありますが、あくまでサテライト的に使用できるということであって、サテライトオフィスということで固定した施設名というのはここでは使ってはおりません。あくまでサテライトで使用できるようなオフィスの整備をしていきたいと思いますという考え方であるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

また、町民の方々に対して、事務所ばかりで、オフィススペースばかりで整備したという

ことではございません。やはりいろいろな利用の仕方ができますということを御提案させていただき、これが非常に重要であったかなと思っております。例えば研修会をしたい、会議をしたい、あるいはちょっとした宴会をしたいといったようなことにも対応できるように、さまざまなお部屋の機能というものを整備させていただき、また、きれいにさせていただくところはきれいにさせていただいたというのが今回の整備の目的でもあり、また、外貨獲得という意味合いからは、外側から使われる方が温泉施設を使いながら食事をし、そしてまた仕事もする、あるいは会議もするという環境を提案することによって、以前から言うておりますように、学研都市の研究者であったり外国人の就労者に対してもこの魅力を発信し、利用者拡大につながるのではないかと、そういうふうを考え、整備をさせていただいたということでございまして、30年3月にこういう資料が出てるとは申しましても、サテライト的に使用はできますが、サテライトオフィスということで固定的な意味合いの施設名にはさせていただきますておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

僕はちょっと無知なんで教えていただきたいんですけども、サテライトオフィスとはどんな意味なんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

少し横文字が多く、わかりにくいという御指摘もございます。大変申しわけないと思っております。

サテライトオフィスというのは、一般的には、本社があり、その本社のオフィスとは違う環境の中で従業員が働けるようなオフィスを指すと。例えば、東京に本社があるところが少し離れたところで勤務をし、余裕を持った勤務ができるようにオフィスを設置し、そこで勤務をしていただく方のためにオフィスを用意する、そういったものがサテライトオフィスだと一般的には言われております。

また、コワーキングとか、いろいろわかりにくい言葉が出てきていると思うんですけども、またそういったことも条例の中で日本語の併記をさせていただくことで、どういうふうなところなのかなというよりはよりわかりやすくさせていただきたいと思っております。また、利用案内を作成させていただくときにも、そういったことも説明できるようにしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

たびたびサテライトというワードで議論がなされると思うんですけども、現行の条例にある東部地区のサテライトオフィスの活用が今進んでいないと、やっぱりそこが一番みんなの質問の引き金になっているというのは、執行部を含め行政もよくよく理解していただきたいと。

例えば向こうを活用するがためにこちらへサテライトを置いて、ここで活用された方がもっとのんびりしたいんやったらこういうところもありますという提案を町が持っているという具体的な説明ができないから、つけ焼き刃の説明をせなあかんようになっていないですか。そこにやっぱり行政執行部は気づかないと。現行動いていない、そこに税金が投下された、この事実は変わらないわけですよ。ここがあるから、今、僕らの立場では言わざるを得ない状況をつくっているんですよ。どうですか、わかっていただけますか。だからこそ、ここにサテライトをつくったということがなぜ言えないのか。そういう弱腰な行政活動をするから突っ込まれるんですよ。わかりますか。

だから、サテライトオフィスというのはただの用語であって、そこを示すことじゃないということを説明すればいいじゃないですか。何でできないんですか。有意義に使うための一つの手段をつくったわけでしょう。別にそれに特化してやっていくというわけじゃないんでしょう。どんな夢とかロマンを見据えてリニューアルされたんですか。その説明が乏しいから、こういうふうな議論しか出てこないんですよ。そうでしょう。レモンを持ったら、どんなレモネードがつかれるかということ想像していくのが行政執行じゃないんですか。もっと腑に落ちる議論をしたいと思うんですよ。

僕が聞きたいのは、サテライトオフィスを町民の方も何でいっぱい作るんやと思ってはると、その点と点を線で結ぶような動き方を執行部がしてくださいよと。要望ですよ。答弁は要りません。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 答弁は不要ということでございます。

私どもの認識は、確かにおっしゃるように、サテライトというのは働き方の一つであります。オフィスの固有名詞としてサテライトオフィスというのは、確かに東部にありますところはサテライトオフィスというふうがいい、東部3町村の共通のパンフレットを作成させていただき、プロモーションをさせていただいていると。利用したいというところの申し出も

ありますので、サテライト的にお使いいただくというふうに頑張っていきたいと思っております。

いこいの館に関しましては、先ほどから私どもが、やはりまずターゲットとする相楽の西部の学研都市の方々に興味を持ってもらうための一つのきっかけとさせていただきたい。これまでなかなか学研都市の研究者、あるいは留学生、そして居住者の中で相楽の東部のいこいの館に足を運んでいただけということが少なかった。そこを、ここで会議もできます、温泉にもつかれます、そして周辺の歴史や文化も探訪できる、そういうような活動をしながらいろいろとアイデアを膨らませていただき、そしていいアウトプットをしていただきたいというふうな御提案を私どもはさせていただきたい。

この条例ができて利用案内を指定管理者の方々と一緒に作成した暁には、そういうプロモーション活動を積極的にさせていただきながら、もしサテライトオフィスという御要望があれば、当然それは東部のほうへ誘導させていただきます。それ以外のいろいろな利用形態に関しましても受け入れの間口を広げさせていただき、こういうふうにお仕事していただき、こんなふうに遊んでいただき、こんなふうにご飯もしていただき、温泉にもつかっていただきますということをしっかりプロモーションさせていただきたいということをお約束させていただきたいと思っております。

非常に考え方が未整理なまま歩んできたということに関しましては、大いに反省をしなければなりません。これからは、できたものをどのように有機的に組み合わせてアウトプットしていくのか、そういう時代になってまいりました。ぜひそのように活動を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今審議されている一部改正の条例の件なんですけども、第1条に「地元の農水産物や特産品等の普及」という言葉を今度入れられるわけですね。違うんですか。ここで私、ちょっと無知でわかりませんが、地元の農水産物の地元とはどこまでやるんですか。笠置町内でできた農産物ですか。また、よそから仕入れてきても農産物、その地域はどの範囲まで決めてうたっておられるのか。

また、特産品等と書いてあります。非常に府とか町とかの援助で特産物をいろいろ開発されていますね。今、私の印象にあるのはゆるぎ飴ぐらいです、今出ているのは。しかし、町、府から出たものについては、昔でいうと漬物とか、また京佃煮とか、いろいろあったと思

うんですね。そういう旧物に対しての普及なんかはどのようにするのか、そういう点で私は非常に不信に思うんですよ。書き入れる以上は何らかの腹案があって出されたと思います。そういう点、今言うた地元の農産物はどこまでの範囲を指すのか、そして特産品は何があるのか、前回やったやつの普及はしないのか。

それと、いろいろあるんですが、私が考えると、有害鳥獣がいろいろ鹿とかイノシシとかあるんですけども、あれに対するジビエ料理なんかもどうやというような案もあるんですよ。いろいろ検討してもらったらいいんですが、こういうことについて商工観光課がやるのか、笠置町のビジョンとして総務、企画が担当するのか、そういう点、4つあるんですけども、返答してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問の中で私が答えられる範囲をお答えさせていただき、個別のことに関しましては、担当課長のほうから答弁をさせるようにいたします。

特産品、地元の概念ということでございます。

私も、地元というのはやはり笠置町をメインに置くというのが基本だと思っております。先般も町民の方々が農作物、あるいは、私も初めて見てびっくりしましたが、大きなコンニャクをつくっておられ、コンニャク芋も自分たちで育て、そしてコンニャクもここに出していますというお話もいただきました。そういったことがまだまだ笠置町の中ではあるんだなということを発見させていただきました。

そういったものを、まずいこいの館の外で今販売していただいているものを中に持ってきていただき、ちゃんとした販売ができるように積極的にやはり応援する必要があるだろうと、そういったことをてこにしながら、地方創生で取り組んできた特産品の一部といいますか、全部というわけにはいきませんが、そういったものをラインナップさせていただくに力を入れていきたい。

そして、雇用創造の国からの仕事の中でも、特産品、そして販路開拓といったようなことが言われております。道の駅にも応援をいただきながらこちらの商品を置かせていただいておりますし、また、そういった相互の連携も一つは地元という概念の中に含まれるでしょうし、笠置・笠置の連携、恵那市の笠置との連携の中で、笠置という名前がついたブランド商品といったものも地元の中で扱う一つの特産品だというふうな位置づけをさせていただき、大いに宣伝もさせていただきたいと、このように考えております。

個別の内容に関しましては、担当課長から説明させていただきます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほどの副町長の答弁と重なるところがあるかと思いますが、御了承ください。

まず1点目、地元でございますが、やはり今現在、いこいの館でも既に笠置のものを売っております。笠置のもの以外にも、近隣の和東町、南山城村、少し広めたところで東部3町村という枠で今後も引き続き売っていく所存でございます。

続きまして、じゃあ物を今度どのように売っていくかということでございますが、今現在ある商品、またない商品といたしますのは、今年度から3カ年で取り組みます雇用創造協議会の中で新たな特産品をまた考えていくと、そういった中で今以上に、いこいの館1階のほうを改修いたしましたので、そこをメインに笠置町内外のものを販売していくという意味合いで今回の条例第1条の部分を改正させていただきました。

今後どの課がメインになっていくかという御質問ですが、個々の内容につきましては、商工観光課がいこいの館の事務を担当しているということで、商工観光課が中心になって進んでいくものだと考えております。以上でございます。

ジビエにつきましては、ただ制度的なものとか細かいところがあると思いますので、そちらのほうは、申しわけございません、私のほうはちょっと認識不足ですので、また担当課と協議したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、副町長と課長の返答でちょっと、私の聞き間違いかどうかは知らないんですが、差異があると思うんですね。地元農産物に副町長は笠置という言葉が使われました。しかし、課長はこの近辺、範囲が物すごく広がっていますね、回答では。違うんですか。南山城とか和東とか、いろいろそういうようなことをプールしたのを地元というという説明だったと思うんですが、その相違はどういうぐあいにあるんですか。

私は、地元であれば、今現在やっておられるひまわり会というような会を想像していたんです。そしたら、よそから仕入れてきてあそこで売ってもいいんですか。そうすると、本当のところをいうと貸し店舗みたいな感じにはとれるんですよ。その見解の相違は、副町長、どういうぐあいにされるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、ひまわり会の方々は大変熱心にいろいろな農作物、そして私も、コンニャクを見せていただいて大変感動いたしました。ああいったものをやはりもっと伸ばしていき、地元の特産品化をし、いこいの館で販売をしていくというのがまずメインに来るべきでしょう。地元というのは笠置町をというのはメインに置きますが、あくまで笠置でとれるもの、そして笠置と隣接するようなところのものを全く否定するわけじゃありませんけども、まず優先的に笠置のものを売り出していき、そういう機能というものをいこいの館で持たなければ、何のための町営の施設なのかというのが意味がなくなってしまいます。

ただ、東部の広域連携の中で、私たちのほうも、例えば道の駅で笠置の方のものも売らせていただいているというのが現状でもございますので、そういう相互連携の中で、相楽の東部の広域的な品物も扱えるというのが考え方でございます。

ただ、どういう品物を最終的に扱っていくのかに関しましては、指定管理者が提案し、私どものほうでそういったものを了承させていただくという作業が必要になってまいりますので、指定管理者が独自のさまざまなチャンネルをお持ちでいろいろなものを仕入れることができる、こういったものを商品としてラインナップすることにより、いこいの館の物販の付加価値が高まりますと言われたときには、そういった商品も扱うことはあると考えております。地元ということで誤解を生じましたが、そのような考え方で進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の副町長の返答では、地元ということは東部3町村を指すというようなことですか、それでいいんですか。そういうことですね。

それと、ほかに改正されておりますが、オフィス、先ほども話がありましたね、この金額の算出方法はどのようになっているのか。といいますのは、先ほど大倉議員が言うたのここに出ている金額が違うんですね。その算定基準はどのようになっているのか。

それと、ゲートボール場なんですね。今回ここにうたってありますね。1面コート、2面コート、半日利用と書いてあるんですね、違うんですか。1日利用とか、単位が。半日とは何時間を指すんですか。余りにも規約としては不親切じゃないんですか。どういうぐあいに理解するんですか。まして、10時から始まって昼までが半日ですか、2時までが半日ですか。先ほども言いましたように、地元という言葉自体もそういうあやふやなことをうたわれ

ていますね。ここでも半日とうたわれています。どういうぐあいに理解するんですか。そういう点、もっと親切丁寧に規約というのは書いてもらいたいと思います。

そこで、この規約の風呂代のことについてお聞きします。

今ここに入浴料がうとうてありますね、この中でお聞きしたい。いこいの館の設置及び管理運営に関する規則第4条の第1項は現行のままでいいんですか、ないということは。その点、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、各部屋の料金設定でございますが、東部区でございますサテライトワークスペースと同額の金額で設定させていただいております。1日当たりなり時間当たりという表示でさせていただきます。

ゲートボール場につきましては、確かに半日なり1日というように時間的な表現になっておりませんので、こちらのほうは利用者にとって不親切なところになっていると思います。現実には、大体お昼12時ごろまで御利用の方が半日の利用ということ、お昼を挟みまして1時ごろから夕方4時5時ごろまで利用されている方もあともう半日、朝から夕方4時5時ごろまで利用されている方が1日という利用体系で徴収をされているというふうに理解しております。

続きまして、規則のところでございますが、申しわけございません、第2条の第1号でしょうか。

（発言する者あり）

商工観光課長（小林慶純君） 今回条例を改正させていただきましたが、例規集のほうはまだ新しい状況になっておりませんので、前回条例改正した中で規則のほうは変えさせていただいております。現在、条例に前回全部改正した以前のものが載っておりますので、これも御迷惑をおかけしております。大変申しわけございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、町規約の件が前回と、新しいのがまだ配付されていないということなんですけども、この前、いろいろ規約に関しては、新しく印刷して入れかえるという話になっていましたね。あのとき何か月と約束されたんですか。この規約はいつ変わって、何か月後に我々のこれと差しかえてくれるんですか。我々はこれを基本にして質問しているんですよ。こういう点は

どうなんですか。

前は総務課長が言われましたよ。それ以上にまだできていないんじゃないですか。こういう点、町長はどのように思うておられるんですか。一番大事な例規集ですよ。質問すればこれは古いやつやと、そんなんで通るんですか。そういう点、返答してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町におけます例規集といいますのは、笠置町の本当に指針を示す羅針盤のようなものであると考えております。そういう大切なものをすぐに差しかえとか改正をしないまま、そのままにしておくということにつきまして、すごくあってはならないことだと思っております。当面しなければならぬ差しかえにつきましては、早急に手配をしたいと考えております。こういう状態を長々と置き去りにしたことにつきましては、おわびを申し上げたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

今いろいろ意見が出ていますけども、私のほうから 1 点お伺いします。

今の話でもありますけども、オフィス関係なんかで今回 1 カ月当たりという項目が出てきております。この 1 カ月当たりというのはどういうことなのか。ずっと 1 カ月連続して借りるということやと思うんですけども、そうすると時間帯はどうなるんですか。これは何か時間を入れたほうがええのと違うんですか、今のゲートボール場の件にしても。開館は 10 時からやけども、実際ゲートボール場を使っているのはもう 8 時ぐらいからですよ。そやから、そういうのもあるんで時間を入れるようにしたらどうですか。

このオフィスの 1 カ月当たりというのは、夜間とかもここにおっても構へんということになるんですか。それとも 1 日単位で、10 時から 21 時までの間は使ってもらってもええけども、それ以降は誰もおらないと、そういうことにしないと、夜間の体制とか、そういうものも出てくるんで、その辺のことをもうちょっと詰めたほうがええと思うんですけども、どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに時間表記を書いておりますので、想定はいこいの館の開館時間というものを基本に考えておりますが、今後、指定管理業者さんとそのあたりの利用方法、また利用時間というのを詰めさせていただきたいと思っております。24 時間ともなれば防犯上の件もございますの

で、そちらのほうはきちんと時間単位で考えていきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 私も時間の問題は最後に聞こうと思うとったんやけども、10時から9時でしょう。ほんで国に出しているやつは宿泊も書いてあるんですよ。そうするとどうなるのかなと思うて。宿泊もあつたら本当に指定管理業者の方が、業者の方も泊まれるんですか。宿泊になった場合に、寝具とか、いろんな問題点もあるんですよ。朝10時からしかあけないから、通常は仕事というのは、ここでも8時半ですわね、8時半か9時ですよ。

さっきから出ていますように、10時から12時まで半日とか時間とか、いろんなそんな問題が、ここに規則か何かで私は欲しかったんですよ。だから、それが書いていないだけに余計いろんな問題が出てくるから。宿泊問題もここに書いているでしょう。国に対して要望してんねんから、1日5,000円と。やはりそういったものをもっときっちり詰めてください。

だから、そういう問題とかを詰めなければ、私は本当に賛成しようか反対しようか、反対とか云々よりも撤回してほしいなという気なんですよ、本当は、賛成、反対というより。ほんで先ほども言ったように、東部のサテライトオフィスの条例に入れたらいいんですよ。簡単なことですよ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初の事業計画を出したときに宿泊ができるというふうに書いておりますが、実際のところ宿泊をさせる場合には、当然旅館業法といいますか、宿泊施設としての基準を満たしていないとだめでございます。結果的にそれはもう認められないということで、取り下げをさせていただいたという経過がございます。現在、いこいの館で宿泊をするということは機能としてはございません。

そして、使い方の書き方に関しましては、条例はあくまで基本的なことを書かせていただくというのがまずはメインだろうと。そして、その上で規則に落とし込むのか、あるいは利用の段階で町長と指定管理業者の間で協議をして決めると、利用時間、休日、そして利用料金、そういうふうな規定になっておりますので、指定管理者と協議させていただき、よりわかりやすい利用案内といったようなものを紙ベース、あるいはホームページ等で工夫をさせていただきたい、今後、指定管理業者と十分その辺は詰めさせていただきたいと思っております。

ます。よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） いやいや、指定管理とおっしゃったけども、指定管理者は10年続けるんですか。2年間でしょう。だから、条例とか規則というのはそのためにつくっとかなあかんのですよ。指定管理というのは2年間でしょう。その人との約束だけで、あとはほんならどうなるんですか。あともやれるかどうかわかりませんが。だから条例とか規則というのは大事なんですよ。個々に個人とやりとりする問題と違いますよ。だからそれはだめだと言っているんです。2年間でしょう、指定管理は。だめですよ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） いこいの館の使い方に関しましては、現在条例の中でも書いてありますように、変更ができる、そして指定管理者と町長との間で取り決めを行うということになっております。また、指定管理者との協定の中でもそれをうたっておりますし、協定に基づく業務の細則、細目の中でも、変更ができるというふうにうたわせていただいております。

とりあえず2年間で今の指定管理者の方に当面頑張ってもらって。そのために、どういふふうにご利用を拡大するためにそこらあたりの利用時間、あるいは利用方法をやればよいのかは、本当に皆さん方にお認めいただいて2年間ということになっておりますので、当面2年間しっかりやらせていただきたい。いこいの館が条例としてある以上、そしてその条例の中に指定管理者と協議ができるというふうにある以上は、2年たった後、どのようにそれが変わっていくのか、今、私の中で明確なお答えというか、お返事をするわけにいきませんが、その段階で改めて次の担う方々に条例に基づいて御判断いただく、また協議いただくということになろうかと思えます。

とりあえず今指定管理を頑張ってもらっている方に対して、よりよく利用していただくためのみずからの情報発信になるよう私たちもバックアップをさせていただきたい、そういう思いでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

先ほど私は規約の話をしたと思うんですね。そうすると、これは古いと、新しいやつがあるということが発言されました。いつ入れかえてくれるんですか。新しいやつはどういうぐあいになってあるんですか。御説明ください。

議長（杉岡義信君） 担当課長。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。  
す。

申しわけありません。私はそのことについては把握できておりませんので、把握し次第、  
また新しい例規集の差しかえが整い次第、早急に対応させていただきたいと思っております。  
よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 補足をさせていただきます。

松本議員の御質問のときに言われました笠置こいの館の管理運営に関する規則の第4条  
第1項にどう書いてあるかということでございます。

第4条第1項を読ませていただきますと、「町長が必要と認めるときは、町民及び町長が  
認めた在勤者に優待券を発行することができる」。そして第1号に「優待券の料金は、子供  
（小学生）250円、大人（中学生以上）500円とする。ただし、町長が必要と認めた場  
合は変更することができる。」というのがこれまでの第4条に書かれていることです。

これが昨年の12月の条例改正に伴いまして、若干条文の項目が変わりました。新しい規  
則の中では、第2条に同じことをうたわせていただいております。優待券の料金は、子供、  
ここには4歳から小学生というふうに書いてあるんですけども、250円、そして大人（中  
学生以上）500円とすると。そして、ただし町長が認めた場合は変更することができる  
というふうに書かせていただいております。第4条から第2条ということで条文の条項が変わ  
りましたが、内容的にほとんど変わらないということになっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

反対、賛成というより、この条例を……

議長（杉岡義信君） 反対者の発言を許しています。

5番（大倉 博君） それでは反対にしときます。

私も、サテライトオフィスというのは最初にどういったことかということ、ある人に本  
を借りて読みました。そして、たまたま「鶴瓶の家族に乾杯」で四国の神山町がテレビで出

ていて、それを見たんですよ。イメージがこれで湧いたんです。東京から、横浜とかいろんな、大阪から来ていました。ほんでそこでは、事務をやっている方は古民家のところに泊まったりとおっしゃっていました。古民家で一生住みますかと、やめですとかおっしゃっていましたけども、それは別にして、サテライトオフィスは、先ほどから出ているように、まずはもっと細かいことを、我々もしかりやけども、町民の方にもやっぱりわかってもらわなだめなんですよ。

だから、そういった意味でも、先ほどから言っていますように、笠置町交流拠点施設をもしやるんやったらここに入れたらいいんですよ、別表で。ここで十分なんですよ。一遍またその辺の検討もしてください。そういう意味で私は反対、賛成というよりも、そういう検討、ここにちょっと入れたらええだけですよ、もしサテライトオフィスにするとすれば。

ほんで文句を言うときますけども、サテライトオフィスというのは、先ほど言ったように、6月3日に初めて町長から聞いたんですよ。そして、このもうた資料にサテライトオフィスと書いてあるんですよ。先ほど来言っていましたけども、いこいの特別委員会を何回やっていますか。そのときにこういう話が全然出てこなかったんですよ。だからそういった意味で、私は、この条例案には反対、賛成というよりも、見直しをやってほしい意味での反対です。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。

議案第29号、笠置いこいの館の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手少数です。したがって、議案第29号、笠置いこいの館設置及び管理に関する条例一部改正の件は否決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時13分

再 開 午後1時14分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第30号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第

2号)の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 議案第30号、平成30年度笠置町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,715万1,000円を追加し、歳入歳出総額を14億7,055万2,000円とするものでございます。

主な内容は、地方創生推進交付金事業として1,170万円、JR笠置駅前広場整備に係る工事費の不足分として450万円、人事異動に伴う人件費などを計上しております。

財源といたしましては、国庫補助金や府補助金、財政調整基金からの繰入金を充当しております。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課担当課長兼会計管理者。

総務財政課担当課長兼会計管理者(岩崎久敏君) それでは、議案第30号、平成30年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件について説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

なお、今回の補正予算については、4月に行いました組織改正と人事異動に伴う人件費の予算科目の変更を行っておりますので、各費目での説明は割愛させていただきますので、御了承ください。

それでは、7ページをごらんください。

歳入から説明させていただきます。

まず、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金事業にかかわる事業費の2分の1の585万円を計上しております。

次に、14款府支出金、2項府補助金、6目商工費府補助金では、スポーツ観光聖地づくり事業費の2分の1の200万円を計上しております。同じく府支出金、3項委託金では、統計調査費の額の確定によります4万9,000円を増額計上させていただいております。

17款繰入金、1項基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしましては、1,800万円増額をさせていただきました。これは、本年度の事業にかかわる歳入不足分を補うため、繰入金として計上いたしております。

8ページに移ります。

18款繰越金、1項繰越金の前年度繰越金といたしましては、現時点での合計396万8,000円を見込んでおります。

19款諸収入におきましては、雑入で、消防団退職報償金確定により53万3,000円増額計上いたしております。

歳入のほうは以上となります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

10ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節備品購入費といたしまして、いこの館とつむぎてらす配置のAED購入費を計上しております。

続いて、19節負担金につきましては、法制度改正に伴う対応経費として、TRY-Xシステム負担金32万5,000円を計上いたしております。

続きまして、6目企画費のうち、総務財政課で所管しているもののみ説明させていただきます。

11節需要費では、修繕料として96万7,000円を計上しております。こちらは、駅舎内の電気設備の現在ふぐあいが出ている箇所を修繕するものです。

13節委託料では、町有建物の所有権移転登記料として65万8,000円を計上いたしております。

15節工事請負費では、450万円の補正をお願いしております。内容につきましては、駅前広場整備事業に伴う工事費の追加でございまして、駅前ロータリーのカラー塗装等によるものでございます。

11ページをごらんください。

2款総務費、5項統計調査費では、工業統計調査、住宅土地統計調査、経済センサスー基礎調査準備調査費について、それぞれ委託費の確定により増額をしております。

13ページをごらんください。

8款消防費では、退職消防団員への退職報償金の不足分53万3,000円を計上しております。

以上、総務財政課所管のものについて、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 保健福祉課が所管します歳出予算につきまして御説明申し上げます。

10ページでございます。

款総務費、項総務管理費、6目企画費、13節委託料1,100万円のうち、説明の欄に

ございます笠置CCRC事業・活動拠点事業（支援）計画策定委託500万円を計上させていただきます。これにつきましては、CCRCという横文字でございまして、直訳いたしますと、退職後の高齢者の方々が、医療・介護を含めて、そこで自立できるような地域をつくるというふうな大きな事業でございますが、これの笠置版として昨年度から実施しております事業を継続してさせていただくものでございます。

昨年度は、元気な高齢者が活躍できるまちづくりの基礎となります基本構想を策定させていただきました。その中では、実際に活動をともにしていただけるアクティブ・シニア・ボード、これも横文字でございますが、笠置町の現状を共有し、また、笠置町でこういうことがしたいねんというふうな活動隊のことをいうわけでございます。そういう方々を集めて、笠置でどういう活動ができるかということをご構想の中に盛り込んで、これから実現可能なものをしていこうというふうな計画を策定させていただきました。本年度はその実施段階に入りまして、そういう方々の活動をどういう形で実現していくためのどういう支援をしていくのかというふうなところを、活動を伴いながらやっていく計画でございます。

府の制度上、いろいろ昨年度は計画がございました。大きな計画で、保健福祉部門でいえば京都府の保健医療計画、それから、町レベルでいえば介護保険事業計画、障害福祉計画、こういうふうな計画とリンクさせながら、その計画とも整合がとれたような実施計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、12ページ、款民生費、項社会福祉費、5目老人福祉施設費のほうで、まずは工事請負費62万2,000円を計上させていただきます。

電話回線移設工事につきましては、今月中に移転予定をしております放課後児童クラブの1回線でございますが、電話移設に係る費用3万円。

それから、設備工事につきましては、つむぎてらすに係るカーテン、ブラインドの設備工事でございます。おかげさまをもちまして3月末で補助対象事業を何とか完了し、4月に補助対象外の工事をさせていただきました。具体的には、電話、情報網の移設、それから使用備品でございます。5月7日に開所にこぎつけまして、最終的に窓等々のブラインド工事が残ったわけでございまして、今回、この工事を計上させていただいたところでございます。59万2,000円でございます。

それから、18節の備品購入費につきましては、包括等住宅用のパソコンの許容能力といえますか、処理能力が1台オーバーするおそれがもう多分に出ましたので、今回、1台のパソコンの入れかえをお願いするところでございます。このパソコンに絡みまして、13節委

託料1万5,000円を上げておりますが、この保守管理も計上させていただいているところでございます。

保健福祉課としましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 商工観光課が所管いたします補正予算の御説明をさせていただきます。

まず、10ページをよろしくお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、11節需用費で、笠置ケーブルテレビ放送設備の消耗品といたしまして5万6,000円を増額補正させていただいております。

停電などによりまして電力が断たれた場合にも電力を供給し続ける電源装置のバッテリー交換代でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、3節職員手当で、6月より新たに任命いたしました地域おこし協力隊1名分の給与を増額補正させていただいております。

続きまして、同じく2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、13節委託料で、地方創生事業・笠置よみがえり物語の事業委託費といたしまして300万円を増額補正しております。

昨年度取り組みましたインバウンド消費戦略事業の成果を踏まえ、また、東京五輪を見据えた海外からの誘客を促進させるために、多言語案内システムの案内メニューの作成、また、多言語案内表示板の整備などをいたしまして、笠置町内を楽しく町歩きができる観光客に優しいまちづくりに努めます。また、町内の観光情報を提供するビジターセンター——観光案内所機能でございますが——を集客力の高いこいの館内に設置し、町内の主に体験型の観光の案内などの観光案内の定着を推進いたします。

同じく13節委託料で、地方創生事業・コミュニティ創造事業の事業委託として300万円を増額補正しております。

昨年度取り組みました町の食材を使った御当地メニューの開発の成果を踏まえ、キジ肉や鳥肉が京都市内の旅館、またホテル関係者にも十分評価されることが再認識されましたので、これらの食材、またシイタケなどを生かしてスポーツや健康などの視点からメニュー開発に取り組み、笠置キャンプ場との連携や町内外での販路の整備に取り組みます。

また、今年度より活動しております雇用創造協議会が取り組みますメニューの開発、雇用創出企業とも連携しながら、笠置町内での経済循環につなげてまいります。

続きまして、18節備品購入費で、いこいの館内に設置予定のビジターセンターで使用いたしますパンフレットラック、また複合機、会議室の机など、備品購入費で70万円を増額補正させていただいております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金で、先ほど申しました6月より任命いたしました地域おこし協力隊1名分の活動費50万円を増額補正させていただいております。

続きまして13ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、13節委託料で、京都府スポーツ観光聖地づくり事業委託費といたしまして400万円を増額補正させていただいております。

石の国笠置をより一層具現化するために、笠置町のアウトドアスポーツの牽引力でありますボルダリングの活動の内容、また情報発信をより一層強化することにより、同じくボルダリングで有名な岐阜県恵那市笠置との地域連携を図り、交流人口、また関係人口の増加等による経済波及効果をもたらすことを目的とした事業でございます。

最後になりますが、19節負担金補助及び交付金といたしまして、JAFの観光協定の年会費6,000円を増額補正させていただいております。

マイカー利用者に訴求力の高いJAF関連の雑誌及び電子媒体を通じての観光情報の発信、また、公用車1台分のロードサービスが受けられる協定内容となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

企画費、委託料、笠置よみがえり物語は3年目ということで、1年目、2年目の成果をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置よみがえり物語は、地方創生事業の中で3年目になります取り組みでございます。

昨年度につきましては、海外からの留学生の方々に笠置町に来ていただいたり、また、中国やベトナム等の海外の旅行業者の方に実際に笠置に足を運んでいただきまして、アウトドアの体験や、また食資源の体験をしていただきました。

その中で、やはり自然の中でのアウトドアというところには非常に興味があると、お客さ

んを呼び込めるコンテンツがあるという成果もありながら、一方では、海外の方に来ていただきましても案内表示板が非常に弱い、どこに何があるのかわからないといった結果も出ております。

そこを今年度、最終年度といたしまして改善するために、海外の方、また日本の方もそうですが、多くの方々が笠置町の中を安心して歩ける、そういった案内の表示、そしてまた、案内のできる方、できるインターネットを使ったコンテンツ、そういったお客様に来ていただいて安心して笠置町を体験していただける事業ということを今年度に取り組みたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 前向きに取り組んでいるということはわかりますけども、実際に具体的な数字が一切出てこないじゃないですか。3年目で集大成ということで、来年からは自走を目指すんですか。その中で、なぜエビデンスが出てこないのか。

いつの議会やったかな、副町長がタイ、台湾ぐらいの旅行客を見込んでいるという話をされていましたが、じゃ、実際、京都に今どれぐらいの台湾の旅行のお客さんが来ていて、タイからは幾ら来ていてとか、奈良にはどれだけ来ていてという数字が笠置町にあって、そのうちどれぐらいの人を見込んで来ていただこうとしているのかというのが見えないのに、いろんな盛りだくさんの事業の中で、300万というお金でどれだけの方が笠置に来てくれるのか、その辺が一切見えてこないですわね。1年目、2年目という布石があって3年目が300万やと。これをローンチするようなエビデンスが全くないじゃないですか。これをちょっとお聞かせ願いたい。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません。現在、笠置町に何人の方々がお見えになっているのか、また、京都、奈良にどこの国の方が何人お見えになっているのか、詳細な数値を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

ただ、去年、台湾やベトナム、中国の方を選定させていただきましたのは、やはり奈良、京都にそのあたりの方々がたくさんお見えになっているということの中で、こちら側からそういった方々をお呼びいたしました。

現在、笠置町の観光客の入り込み客数が約26万人ということでございます。特に近年はアウトドアのキャンプの方々、アウトドアイベントにもたくさんお見えになっております。

そういった方々の中にも海外からの方々の姿がこのごろは見受けられます。特に奈良とか伊賀とか、この近隣にまでたくさんの方々がお見えになっていると。そういった方々に来ていただきたい、でも来ていただくに当たっては、まだまだ笠置町の観光に対する整備ができていないという現状がございます。この目に見えてわかる現状、去年から取り組んできました調査とかアンケートでそのあたりに弱いという結果が出ておりますので、まずは着手できるところから着手いたしまして、今後、雇用創造協議会などの事業を通じて、新たな観光の案内やサービス、商品をつくっていくということを今年度考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 課長、答弁ありがとうございます。

ただ、やっぱり具体的な話が一つもない。それを300万振り分けなあかんとなったら、多分すぐ終わるお金やなというふうな感覚ですよ。まだどんな人数にここに来てほしいというビジョンもない、年齢層もない。じゃ、台湾の北部なのか南部なのか、全く旅行料金が変わってくるはずやしね。そういうふうなものが一切ないじゃないですか、3年目やのに。

インバウンド創出事業の成果とさっきおっしゃいましたよね。その成果があって、なぜまだそこなのか。ということは、3年目の事業であと300万しか使えへんのですよ。いうたら普通車1台買うぐらいのお金で僕が今ぱっと言ったことをやらなあかん。どんな人間、ファミリーなのか、カップルなのか、熟年層なのか。そういう人たちに幾ら使ってもらって、何を買ってもらって、何を食べてもらって、どこに泊ってもらって、どこと連携してというのを300万でやっていかなあかん。実際できますかと。

その後ですよ。もし奇跡的にその300万でできたと。じゃ、次に誰がそれを引き継いでやっていくんですか。商工会ですか、青年部ですか、地域おこし協力隊ですか、まちづくり会社ですか。どことの連携を深めて、どの人たちを喜ばそうという町になれるんですか。たった300万円なんですよ。でも、1年目、2年目にもう投下しているんですよ、税金は。単費ではないけども、税金を投下しとると。それを有意義に使った結果、3年目にこのチャンス、このチャレンジができますというものがここに今出てこないとおかしいですよ。

そういうふわっとした話は幾らでもできる。お金がなくなってもできる。夢は語れる。でも、夢はかなえるものなんですよ。笠置が美山町とかのように、台湾のお客さんとかタイのお客さんであふれ返るような町になれることはないでしょう。そやけど、ほんならこの3年間、何をやってきたのかという話をここで熱く語れないと、次に一般の事業者に移せるんですか。

その辺を踏まえて、ちょっと一回、どういうプランニングをしているのか説明していただきたい。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

3年目ということで、1年目に調査なりをしました。いろいろ調査をした中で、継続的に取り組める内容、また取り組めない内容というものがこの1年間、2年間で築き上がってきました。そして3年目は、やはり今までやってきた中で、笠置の観光はアウトドアを進めていくということがまずこの2年間でできてきたわけでございます。幸いボルダリング、またカヌー、そういったアウトドアの事業につきましても、映画などほかの地方創生の事業や、また一般事業の中で盛り上がってきた、ますます今以上に進めていくのがアウトドアの事業だと思っています。

アウトドアに来ていただいて、じゃ、次に町内を歩いていただいて、そこでお金を落としてもらおうというのが次のプランなんです。単に来てもらってもお金を落とすことがなければ、単なる見る場所で終わってしまうと思います。

今年度に地方創生の事業としては終わるわけでございますが、ほかの一般施策もあります。そういった事業をきちんとうまく使いながら、今年度から何のために雇用創造協議会が発足したのか、それは、また新たに、行政だけじゃなくて住民の視点で仕事をつくって雇用を生んでいくということで作られた事業でございます。そういった事業の雇用創造協議会に引き継げる内容、また、町内の事業者様と一緒に取り組んでいける内容という形を来年度以降に継続していきたいという思いで現在考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

確認ですけども、この後、雇用促進にバトンを引き継ぐと、3年目が終わったから、来年度からは雇用促進がそれを引き継いで事業としてやっていくと、そういう認識でいいんですね。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 担当課長の説明の補足も含めて少しつけ加えさせていただくなり、今の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

雇用創造協議会は、あくまでもう3年間しか仕事をしないと、とりあえず。継続はあるにしても、3年間で仕事づくり、人づくりをしていきたいと思いますということで、これが固定的な

組織として笠置の観光の受け皿になる、つまり笠置の観光を回していく組織になるということは基本的にはあり得ません。最終的に笠置の観光というものを回していく団体というのは、例えば一般社団法人観光笠置であったり、まちづくり会社であったり、そういったものの連合体であったりといったものを想定して、そういったところを育てていかなければならないというふうに考えております。

さらに、前段からの御質問の中で、私たちはターゲットをやっぱりしっかり押さえとかなければならないということで、29年度に台湾の訪日観光を専門とする旅行業者5社、この5社で約450万人を日本に送ってきておられます。そのうちの約20%というのは京都に来ておられる。もっと多くが関西圏に来ておられると思うんですけども。ここに専門的な役割を果たしていただけるよう、昨年度に環境をつくりました。そして、そういったところのことしは創客をお願いし、具体的に台湾から人を送り込んできてもらう。

ただ、私どもだけの力ではなかなかそういったことが実現し得ないというところで、その役目の一端といいますか、力をかしていただける組織がお茶の京都のDMOであります。そこも連携を図りながら、今、ターゲットとして、まず450万人の創客の実績のある台湾の旅行会社5社に積極的にアプローチをかけて、創客をいただけるように頑張っていきたいと。まずそこには力を入れなければ何も数字的に残らないというところがありますので、チャレンジをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の関係で、この前議会運営委員会で、この笠置よみがえりで、観光案内所を副町長はいこいの館の中につくるとおっしゃいました。なぜいこいの館につくられるのか、ちょっとわからないんですけども、前から言っているように駅前ですよ、観光案内所というのは。駅をおりてわざわざいこいの館へ行ってくださいと。

1社、観光笠置が産業会館に入っているんですよ。あれもほんまはおかしいなと前から言っていますけれども。だからそういったところと一緒に、それと商工会の中にも観光部会があるんですよ。例えばここは商工観光課となりましたけども、やっぱり商工と観光とかを、小さな町やから、もう一緒にしたらいいんですよ。だから、駅前の駅舎の中でも小さなところが横にあるから、観光協会をつくったらいいんですよ。駅舎の待合室のあんなんはほとんど使っていないです、見ていましたら。そういうところでもできるはずですよ。

だから、わざわざこんな離れたいこいの館へ観光案内書をつくって何になるんですかと前

にも言いましたけども、できたら駅に。どこでもそうでしょう。観光地を見てもうたらわかりますけども、駅のところですよ、近くですよ。いこいの館に観光案内所をつくって誰が行きますか。そういうことで、その辺の検討はどうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

大変有益な提言をいただいたのかなというふうに思っております。

まず1つ、組織がばらばらでたくさんあると。商工会にも観光部会があったり、一般社団法人観光笠置があったりと、そういったところを取りまとめていける一つの役割を持ったのがまちづくり会社ではないかなと思っておりますので、戦略としてどういうふうにそういったものを一本化させ、力を結集させていくのかについては、まちづくり会社をどう使っていくのかということに関係者と話し合いをさせていただき、うまく皆さんの力が結集できるように持っていきたいと思っております。

それから、観光案内所の件でございます。おっしゃるように、駅前といいますか、駅の中に設置するというのは確かに一つの案ではございますが、現在、笠置の観光の中でいこいの館にダイレクトに来られる方というのはやっぱり結構多いございます。7万人の方々が来られている。そこにやはり観光というものの見せ場をつくっていくというのは重要ではないかと思っておりますので、そこにはぜひつくらせていただきたい。

さらに、駅の中を放置するのじゃなくて、駅を出たところに観光の資料、情報がやっぱり豊富にあるということをつくらせていただきながら、できるかどうかは先々の話なんですけど、観光案内ボランティアのような方々が組織化できれば、駅の前、あるいは駅の中でそういった方々が御案内できるような状況もつくらせていただければどうかと思っておりますが、残念ながら、まだそこまでどうするかということについての考えは及んでおりません。ぜひまたお知恵があれば、おかりしたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっとお聞きしたいんですけども、13ページ、もう一度説明をお願いしたいと思いません。

委託料400万が出ていますね。京都府スポーツ観光聖地づくりに400万の予算が出ているんですね。これは非常にいいことなんですけど、考えてみると、府からの補助が200万ですな。それと同額を町のほうから出しているわけですね。この問題については、非常にい

いいことなんですけども、町財政を加味したとき、町税全体の10%なんですよ。それと同時に、ここに書いているように、45. 何ぼが地方交付税ですよ。この財政の苦しいときにこういうぐあいにはぼつぼと、いいことかもしれませんが、しかし、こういう笠置の財政の中でどうしてこういうことをやるのか。

出た以上は、いろいろさっきからも話がありますけども、どういう成果が上がってくるのか、そして10%の町税をどうアップしていこうとしているのか。一応計画された町長、並びに400万出された観光聖地づくりの内容を詳しく説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員の質問に答えさせていただきます。

厳しい財源の中、400万の事業のうち単費が200万を占めている、笠置町の財政を考えてこの事業はどうかという御質問だと思います。

今、笠置町の財政状況におきましては、財政担当課の職員の努力によりまして、経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率などはすごく健全な状況になっております。だからといって決して油断をしてはならない、これからもっと厳しい時代が来るわけですから、そういう数値もいつも勘案しながら予算措置をしていかなければならない、そのように考えております。だからといって縮小予算ばかりでは町の発展もないわけでございます。その辺はしっかり精査して、この事業は笠置町の将来にとってどのように有意義に働いていくのか、そういうことをしっかり踏まえて事業をやっていきたいと考えております。

京都府スポーツ観光聖地づくりにおきましては、京都府におかれまして3年間の事業でございますけども、5割、半分を京都府が負担していただくすごくありがたい事業だと考えております。笠置町はこれからどのような姿を目指していくのかという中で、やはり石の国、ボルダリングの町笠置町というのを大いに売り出していきたい。そういうことにおきまして、観光の聖地の中で笠置町はボルダリングというのを大いに位置づけて、この取り組みを今年度からしっかりやっていきたい、そのような思いでこの聖地づくりの予算を計上したわけでございます。

その事業の中身につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事業は、京都府スポーツ観光聖地づくり事業と申しまして、その名のとおり京都府の事業でございます。

内容といたしましては、スポーツ観光の聖地化に向けたまちづくりを推進し、交流人口の増加や地域産業などの振興を目的とする事業ということになっておりまして、観光課のところ所管しております。単なる一スポーツを推進するのではなく、スポーツを牽引力として町内の観光振興につなげる、また交流人口につなげる、経済の発展につなげるという事業でございます。

対象スポーツが1市町村当たり1種目となっております、今回提案させていただいておりますこの事業の中では、ボルダリングをスポーツとして、現在、住民さんを中心に、先ほど来話の出ています恵那市の笠置のほうに行ってください、協会の立ち上げ、また少年団の活動を通じて、町内のお子さんや、また大人の方々にも広くボルダリングというものを普及させていただいていると。その普及を単なる選手だけじゃなくて、笠置の中からも教えることのできる方々とか、また、笠置に来ていただいた方々に対して町内の案内も兼ねてボルダリングを勧めていただける方々とか、そういったことに広く発展していければと考えております。

具体的に、今年度につきましては、ボルダリングエリアとして河川敷がありますが、なかなか、実際やっている方々に関しましてお伺いしますと、場所がわかりにくいとか、ボルダリングの地図があるんですけども、そういった難易度の地図がわかりにくいといったようなところが、現在ボルダリングをして笠置にかかわっていただいている方々を中心にお声をいただいております。

そういったことをまず解消いたしまして、笠置のボルダリングというものを地図なり、またホームページなりにきちんと整理すると。そういったことをしながら、人々にも来ていただき、また新たな木津川以外の場所もボルダリングとして使えるところがあるようなこともお伺いしておりますので、こういったまた新しい開拓などに、できれば3年間を通じてこの事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、課長の説明はごもっともな説明なんです。なるほどと思います。

しかし、先ほどから坂本議員も言うてますように、成果がどうあるんやと。だから、どういう客をどういうぐあいを持ってくるんだというようなことは私は大事だと思いますよ。まして、先ほども言いましたこの苦しい財政の中で200万を投資しているんですよ。それを事業委託されるわけです。そういう点で、坂本議員が言うたように、何かこういう事業につ

いては確かな一つの歩みをつくる時が来たんじゃないかなと思います。今、課長が言われたように、どこにあるか看板がわからないと、そういうのを適時修正、改善してもらって取り組んでもらいたいと思いますので、これが大きな名目にならないようよろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、先ほど町税10%ということで町長に説明をもらいましたね。あの回答で正しいんですか、間違いはないですか。町税をふやすためにどういうぐあいにするんやということ聞いたと思うんですけども、どうですか。今1割になっていますね、町税の収入が。違うんですか。それを少しでもアップするような、町として、町のトップとしてどういうぐあいにしてアップするような将来像を描かれているのか。

それで、将来像ということになりますと、今、小林課長が言うた商工観光課がするわけではないでしょう。3年後ということは、ある程度企画なんですよ、町としての。それは総務の中の企画がやるんですか。どっちなんですか。商工観光課がするんですか。総務の企画がそういうビジョンで動くんですか。どっちがどうか、非常に分担されてしていますけども、お互いに反発し合いながら成果は出てきていないと思いますよ。笠置の将来像については、やはり確かな企画を出すような組織じゃなかったらあかんじゃないですか。そういう点、言いましたように、町税は収入の10%ですよと、地方交付税は45%と、それをふやすにはどうしようかということ企画として私は聞いているんですから、その点をちょっとお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員の質問に答えさせていただきます。

町全体の収入におきまして、町税の占める割合は10%そこそこだと思っております。極めて自主財源が乏しいという状況が続いております。これをいかに克服していくかということにつきましては、すぐには難しいと考えております。やはりこつこつとした事業の積み重ね、それによって少しでも税収を上げていく、そのような取り組みが私は大事だと思っております。

今も出ておりますが、いろんな地方創生事業につきましても、当面交流人口をふやし、また関係人口をふやしていったら、そこから移住・定住を迎える、また、伊賀との定住自立圏、そういうものを生かして、こつこつとではありますけれども、人口をふやしていったら税収をふやしていく、私はそういう道しかないと考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

予算書の10ページの駅前広場整備の件についてお伺いをしたいと思います。

カラー舗装したということで、主にそれが300万ということで、450万追加のうち大きな部分を占めていますけれども、その決定時点において300万円ほど増額になるということは把握をされていたのでしょうか。かなりの金額ですから、本来は事前に議会に予算というものを諮ってするのが妥当だと思うんですけど、大変高額な金額に対して現場のほうでこれを決めてしまったという中で、その経緯、中身についてお聞きをしたいと思います、どうなっていますか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 担当課長。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） 向出議員の質問にお答えさせていただきます。

御質問のとおり、駅前広場整備事業の本工事につきましては、地方創生の関連の事業として、総務財政課及び建設産業課、商工観光課が協働した中で実施した事業でございます。駅前送迎の道路での乗降の危険回避と混雑の解消のために、転回場所とあわせ、産業振興会館の駐車場や外構施設の改修が目的の工事です。

また、本工事につきましては、29年度からの繰り越し事業として実施している中で変更事項が生じたもので、工事費の増額の抑制や工期内で完成をさせるために、一体化として実施したものでございます。

本来ですと、工事中に発生しました変更につきましては、内容、金額をできるだけ早く把握して、それを予算化できた後、変更契約をし、工事の完成、検査を経て供用開始となるものでした。しかし、住民のため、請負業者には、本工事を一日でも早く供用開始するため工期を圧縮できるようにお願いしていたにもかかわらず、行政側としては、金額が最終的に固まったのがゴールデンウィーク明けということもあり、目前に6月定例議会を予定していたことから今回提案させていただきましたが、金額の増額がわかった時点で臨時議会を開催していただき、提案し、早期に完成、供用開始をするべきでした。大変申しわけございませんが、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

カラーリングするということの必要性、どうしてもしなければならなかったという必要性については、この間説明が、JRからわかるように標示するような要請があつてということ

は聞いていますけれども、どうしてもしなければならなかったと、この300万円というのは後でわかったことなのかもしれませんけれども、これだけの額をかけて議会に諮る前に決めざるを得なかったという必然性というのが全然説明をされていないんですが、ちょっとやり方がまずいのではないかと。やっぱり予算というのは議会に諮るものだと。それは、町側が皆さんの税金を使う大きな権限を持っていると、だからこそ適正に使われていくのかどうかをチェックするというのが議会の機能だというふうに考えるわけですね。それを経ずに先に工事はもう決めてしまった、で、工事自体は執行をされている。結果、これだけの額になってしまっている。

もし仮になんですが、議会を通らなければどのように支払うのかということにも発展してくる問題やと思うんですね。だからかなりまずいことなんじゃないかなと。その点の認識をもうちょっときちっと述べていただきたいなというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 担当課長。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初は、駅前ロータリーの部分につきましては、普通の黒色のアスファルト層で実施を予定しておりましたが、今回の事業場所はJRの土地を貸していただくということもありまして、JR側から、一応ロータリーとそれ以外というのを分けてくれというような要望がございました。それに伴いまして、当初はまたカラー塗装という形で事業のほうを進めさせてもらおうというふうに考えておりましたが、カラー塗装の場合ですと、駅前のロータリーで車がたくさん来るといことで、すぐにはげてしまうなどの影響があるだろうということ、再度検討した結果、カラー舗装というやり方をさせていただいたということがございます。

予算計上の仕方につきましては、議員おっしゃるとおり、450万という金額ですので、本来でしたら、先ほども言いましたとおり、臨時議会を開かせていただいて、議員の皆さんに説明して了解していただいた中で、その後、変更契約、道路の施工等をさせてもらうべきところでしたが、もうほんまに言いわけがましくて申しわけないんですけども、金額が最終的にわかったのがゴールデンウィーク明けということもあって、今回の議会がもう目の前にあったということもあって、このたびの計上になってしまったという次第でございます。まことに申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問につきまして、今、岩崎総務財政担当課長

が申し上げましたけども、少し補足をさせていただきたいと思います。

本来、工事の中で予算が確定している中で、その予算の範囲内でカラー舗装を選択していくというのは、当然あり得る話かと思えます。しかしながら、今回は予算が確保されていない状況にございました。そんな中で、本来ですと、こういった金額が出て予算が足りないという状況を確認した段階で、その場で一旦工事を中断して、先ほども申し上げましたように、臨時議会等を開催していただいて予算を確保して次に進むべきところ、直ちに予算を確保して再開していくといったところが本来の姿だったと思えます。その点、非常に手順としていろいろ不手際があったこと、それはもう認めざるを得ないものだと思います。

しかしながら、あの工事の状態で一旦とめるとなりますと、議会を招集していただいて予算を確保してといった中で、どれだけ早くしてもやはり数日の期間がかかる。あの状態で放置するには、やはり駅前ということで人も車も頻繁に寄られる状況において、そのまま放置しておくことは非常に危険であるといった状況の中で、もう予算を確保しないままさせていただいたと。

先ほども岩崎担当課長のほうからもありましたように、6月議会が見えていたということもあってこういった措置をさせてもらいました。ただ、今回こういったことで非常に適正ではなかったと思えますので、今後こういうことがないように十分注意した中で進めていきたいと思えますので、その点、御理解をいただきまして、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

言いたいことは、カラー舗装にするというのは判断なんですね。必然に迫られて、例えばやむを得ない事情と言えるかどうか。金額をこれだけ増額されるというのはやっぱりかなりのもので、やめておいて黒い舗装のままとりあえずいくと、もうこれはやむを得ないんじゃないかと判断もできた中で、あえてカラー舗装を選んでこれだけの金額増になったと。それはそこで判断をされたはずなんですよ、これでいいんだと。やむにやまれない状況であれば、いろんな状況から、とりあえず危険な状態もあるので放置できないというのもわかるんですが、その選択の結果として出てきた問題だと思うんですね。このあたりの責任問題というのはやっぱりあると思うんですよ、どれだけ言っても。

今後についての対策、もうこういうことがないようにするにはどうしていくのか、当初の計画がまずかったんじゃないかとか、いろんなこともあると思うんです。最初からカラー舗装でいこうとなっていれば、最初から予算が組めたということですね。それも本当にわから

なかったのか。色が剥げるというのは想定され得ることだと思うんですね。そういう点がちょっと聞かれないので大変不信だなと。今後どうやって改善されていくのか、再発防止策というところの点が全然聞こえないので、そこをきちっと答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回の駅前整備事業につきまして、予算計上が極めて不適切だったと反省をしております。その経過につきましては、担当課長のほうからいろいろ説明をさせてもらったわけでございますけれども、やはり基本的には予算計上の誤りがあったということで、私たちは大いに反省をしております。このことにつきましては、私が口頭での説明を聞き、了解の指示をして工事が進んできたわけでございます。そういうことをきちんと起案とかで廻して処理するように、そういう指導も怠った私がすごく責任を感じているところでございます。

今、監査委員さんからも、町の業務のあり方について、起案の廻し方などいろいろ御指摘をいただいております。そういう中で、月2回課長会議をやっておるわけでございますけれども、その中できちんとした起案の廻し方や各課を交えての共有など、そういうことをいつも課題にして話し合いをしておるわけでございますけれども、その中でこういうことが起こってしまったということにつきましては、本当にあってはならないことを起こしてしまったということで、すごく反省をしております。

今後につきましては、いま一度起案の廻し方や事業のやり方のことにつきまして、職員の中で共有をしてみたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） この答弁を俯瞰的に聞いていて、なかなか腑に落ちないと。何が腑に落ちないか、やっぱり二元代表制とは何なのかということですよ。根本の問題ですよ。間接民主主義はどこへ行ったんやと。何でほんなら専決しなかったんですか。のっぴきならん事情やったら専決できたでしょう。いこいの館の工事は専決できて、やりましたやん、不承認を食らいましたけど。そやけど、これは何でこういうやり方をされたんですか。担当課長は二元代表制をどうやって考えたはるんですか。確実に議会軽視ですよ。説明願いたい。

議長（杉岡義信君） 担当課長。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目が、なぜ専決で事業をしなかったかということなんですが、議員もおっしゃい

ましたとおり、前回いこいの館の関係で否決となったということもありまして、正直、慎重にならざるを得なかったのが実情でございます。

それから、二元代表制をどのように考えておられるのかということですが、先ほども言いましたように、本来でしたら増額するということがわかった時点で、金額を把握した時点で皆さんにお諮りをして御理解いただき、予算をつけた中でやるべきだったというふうに思っております。このことについては、まことに申しわけないというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 二元代表制の説明には多分なっていないかとは思いますが。

そもそも稟議が廻らへんとかどうのこうのもそうですわ。全ての事務系統と議会軽視が笠置町行政は甚だしい。仮にも僕らは選挙で選ばれてきた人間なんですよ。行政も住民利益を全うするための職種ですよ。僕たちはそれを審査する機関であつたりとか、でも「議員必携」にも確かに書いてあるんですよ、多角的に行政活動に参加できると。何で執行部がみんな行政に参画できる僕らを見捨てるんですか。これをちゃんと説明してくださいよ。何なんですか。僕らも税金をもらって一生懸命働いているんですよ。何でそれを無視して行政活動をするんですか。そういうことやから、新聞におもしろおかしく書かれるんじゃないんですか。どうなんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 坂本議員の質問にお答えをさせていただきます。

二元代表制を守りながら行政を進めていく、それは基本だと思っておりますし、そういう原点に立ってやらせていただいているつもりでございます。決して議会を軽視している、そのようなことは毛頭考えてはおりませんし、行政が勝手に暴走するようなことも全く考えておりません。いつも議会との両輪で町政を進めていきたい、そのような思いでございます。

今回の事業につきましては、そういうことがかなっておらないと当然言われるとおりでございます。先ほど来申し上げますように、工事期間が4月末までだということと価格が決定したのも5月の半ばごろだということで、また、その間に今回の補正議会があるということで、きょう上程をさせていただいたらそれで十分かなという甘い思いがございました。そういう甘い思いがあつてこういう結果を招いてしまったということでございます。決して議会を軽視している、そのようなことではございません。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

聞きましたか。甘い考えで上程したと、今、町長はおっしゃいましたよね。何で専決処分ができひんかったかという思いがあるのに、甘い気持ちで上程したというんですよ。どういふことですか。誰が納得するんですか。さきの専決処分があったから今回の行政を執行したと、仕事をさせてもらったと課長は言いましたよね。でも、それでも通るやろうという甘い考えで上程したと町長はおっしゃっているんですよ。それやったらもう専決のほうがよかったんちゃうかと。何でかというたら、不承認を食らっても業者さんは泣かないじゃないですか。何で業者さんまで泣かすようなこんな仕事の仕方しかできないんですか。

僕は賛成討論もさせてもらいますよ。そやけど、やっぱり納得いかへんことは納得いかへん。二代表制の説明もでけへん、上程に甘い考えを持って出してくる、これ以外の何に議会軽視の形があるんですか。これは大きな問題ですよ。違いますか、町長。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 正直申し上げまして、今の坂本議員の言葉に明確にお返しできる言葉はございません。非常に私どもの不手際が続きました。そして御指摘のとおり、議会を軽視しているのではないかとされていること、それも恐らく議員の皆様が感じておられることではないかと思っております。

私どもは、議員の皆様の後ろには町民の方々がいらっしゃるということを常に意識して仕事をしなければなりません。役所は、役所のへ理屈、あるいは言いわけ、説明で物事が通ることはよくあります。しかし、議員の後ろにいらっしゃる町民の方々には実はそのことは届かない、そういう目線では見ていらっしゃらないということが現実ではないかと思っております。お役所の常識は社会の非常識、社会の常識はお役所の非常識とよく言われます。そのとおりであることを私たちはもう一度肝に銘じなければならない。

これまでいろいろ、何十年にわたって、笠置町だけではなく、日本の役所というのは、自分たちの中で組織あるいは仕事の文化、言葉をつくり上げてきて、それが権力という機構を通して通るものだというふうに勘違いをしてきたことがあるのではないかと思っております。長く行政にかかわっておりますと、そういった場面を時々かいま見て、これでいいのかなと思うことがあったわけでございますけども、今こういうような状況の中で皆様方に返す言葉がないというのは、まさにそういった行き詰まった状況を私たちは改めてどうするかを考えなければならない、そういう非常事態ではないかと思っております。

いろいろとお言葉をいただきました。厳しいお言葉もいただきました。そしてまた、その背後には、頑張れよというエールもあるんだろうと私たちは受けとめております。

今回のこの事業は大変乱暴な提案の仕方であったなというふうに思われても仕方がありません。ただ、この事業を心待ちにしておられた方々、町民の方々の利便性、そしてこれに実際携わっていただいた業者の方々に対しては、私たちは何とかしたいという思いがあって提案をさせていただいたということでございます。その前段に通る理屈があるかといえば、明確に通る理屈を説明できないというのは事実でございます。あとは皆様方に実際にロータリー、そして産業振興会館の進入路の整備、そういったものが一体的に町にとってよい結果をもたらすんだということを御理解いただき、私たちもそれを生かす施策を総合的に考えていく、そういう決意を申し上げて、何とぞ御理解をいただきますようによろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、副町長からいろいろ説明があったんですけども、再度お聞きします。いいですか。

10ページですね、今問題になっているのは。駅前広場。それと、これは工事請負費の件なんです、450万。今話を聞くと、JRが何とか言うてきたからカラーにするというような説明なんですけども、最初設計されたときに近辺の各業者等々との話し合いはされていないんですか。一応ペンキを塗っただけのカラーというのと、刷り込んだやつで450万円アップという意見ですわね。設計の段階でどのように詰められたのかと。それと、そのときの見積もりはどうだったのか。

それと同時に、今度は12ページの工事請負費、設備工事、金額は少ないけど60万円、これは書類として見積もり等が出ているんですか。そして、出たやつが町長まで上がっているんですか。町長が決裁されたんですか。その点、私は行政のルールを知りたいですね。勝手に課長クラスでどんどんやって、前もそういう話がありましたね。知らなかったという話、後から知ったというような話もあったと思うんですよ。こういう点、この問題について決裁されたんですか。450万の見積もりはどうだったんですか。

そして、工事はもう一応終わっていますね。先ほど話になっていますけども、専決にも当たるんですよ、考え方によると。そうすると、さっきの答弁では町長は甘い考えやった。今否決されたらどうするんですか、この予算を。もっと行政の方、町長、腹をくくって話をしてくださいよ。口先だけの答弁では、このテレビを皆さん見ているんですよ。もっと品のある答弁、筋の通った答弁をよろしく願います。

だから、見積書、決裁まで上がっているのか、そういう点をお答えください。

議長（杉岡義信君） 担当課長。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

450万円の見積もりはどうかということですが、6月の補正予算要求の折に担当から、経費としてカラー舗装に300万、そのほか150万等がかかるというような説明がございました。そのことについては、町長も一緒にヒアリングのほうには入っておりますので、御理解いただいているものと考えております。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問の全部には至りませんが、1点だけ私のほうから御説明させていただきます。

工期につきましては、先ほどもありましたけども、7月31日までとなっております。現在、完了検査等をまだ行っておりませんので、工事としては、完了、引き渡しの状態とはなっておらない状況でございます。現状といたしましては、工事期間中の状態であるということだけ御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡さん。

1番（西岡良祐君） 二元代表制とか、そんなところまでいくのはどうなってるんですか、本当に。監査でもいろいろ指摘してますよ、こういうことは今までから。稟議とかもちゃんと廻っていない。一体行政のルールはどうなってるんですか。総工事費はもとの契約金額が1,500万ですか、それで今度は補正で450万、約3分の1の追加になってるわけでしょう。こういうことが発生した場合はどういう処理をするようになってるんですか。

松本議員が質問したように、稟議で町長までとっていないという朝の報告やったけども、今まで監査等でも指摘してきたことが全然反省されてないやないか、これやったら。いこのときもそうでしたやろう。実際は専決処理をしたようなもんですやん。そやから二元代表制というようなことが出てくるんですよ。

前のときにも、専決処分というのはどういうときにできるのかという規則までここで読んでもうたやろう、総務課長に。どういうふうに反省されてるんですか。その後の反省の文書も町長は出されてるやろう。それから、監査に対しての対応策として職員の教育、そういうのもやっていくということで文書として出されてるでしょう。あれはどうなってるんですか、そしたら。何回も同じようなことばかりやったら。

こんな3分の1の追加の変更まで出てきたら、当然町長まで稟議なりが上がって決裁をし

ないといけないんじゃないですか。それが全然なされてないって、毎月幹部会議か何かもや  
ってるというふうに聞いているけども、その中でどういう会議をやっとるんですか。こういう  
ことは出てるんでしょう。駅前の工事やから、安全性、危険性から十分早くせなあかんとい  
うことは当然わかってますやん。そしたら、そういうことを稟議廻すまでにでも、口頭でも  
もちろんと上司の決裁をいただかなあかんのちゃうの。それをやってるんですか、みんな、  
工事をやって。どうなってるんですか。

それから、JRからの要望というような、先ほども要求があったけども、これがまだ住民  
のための安全とかいう面でやったらいたし方もないかもわからん。なぜJRの要望でそんな  
ことが出てくるんですか、後で。JRの敷地もあるでしょう。境界線の確認とか区画なんか  
は工事前にはちゃんとやっとるんじゃないんですか。ほんで境界ぐいとか、そういうものも  
ちゃんと標示されてるのと違うんですか。そこらはどうなっとるんですか。そんなカラー塗  
装で境界を識別せえというようなことをなぜJRさんから言われやんとあかんわけですか。  
その辺、どうなっとるんですか、町長。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午後2時49分

再 開 午後3時38分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの続きを行います。西岡さん。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

最後にもう一点だけ確認しときます。

カラー舗装に変更するということになったのは、先ほどの説明ではJRさんからの要望と  
いうような理由をおっしゃっていましたが、それが現実に本当なのかどうか。それと、  
そのJRからの要望があったときに、こういうことで変更しなければならないというよう  
なことを町長まで進言されているのかどうか。それと最後は、カラー舗装をやれという指示を  
誰が出したのか。その3点についてお伺いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、私のほうからはカラー舗装のことを説明させていただきたいと思います。

先ほども申し上げてますとおり、当然、JRとの協議の中で出てきたお話でございます。  
それはもう間違いないことでございます。しかしながら、JRのほうといたしましては、町

道と駅前スペース、ロータリーの部分を明確に差別化してくださいというような中でのお話であったというふうに思っております。

そういった中で、色分けをすることによって差別化をしようという中でカラー舗装にしたというのは、色を変えてしてもすぐはげてしまったりというような耐久性であったり、そしてまた、駅前のことですので、いろんな景観上のこともあります。見た目のやっぱり美しさというのも当然加味して担当者がいろいろ試案を考えた中で、今回のような原案を作成したというような経過でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 担当課長。

総務財政課担当課長兼会計管理者（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、カラー舗装にしたことを町長に回したかということと、誰が最終判断したかということだったかと思うんですけども、まことに申しわけないですけども、現在、私自身把握しておりませんので、お調べさせていただきたいと思います。まことに申しわけないです。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問につきまして、もう一つ聞いておられました件です。

先ほども私が申し上げましたとおり、担当者のほうで原案を作成し、金額を見積もった後、先ほどからお話がありましたとおり、金額のない中で決裁を回してはいけないというような段階の中で、当然担当者のほうから担当課長、担当課長のほうから町長にその内容を説明し、了解をとった上で初めて進めているということを聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡さん。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

町長にはちゃんと上げているんですか、今そう言わはったね。

町長、これは聞いておられたんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、石川課長が答弁されたとおりで、担当職員のほうから口頭で私はそういう話を聞いておりました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第30号、平成30年度笠置町一般会計補正予算の件について、反対討論をいたします。

駅前広場の整備については、カラーリング舗装ということで、それも含めて450万円追加ということで計上がされています。先ほど来指摘させていただいているように、やはり議会に事前に諮るべき事案ではなかったかというふうに考えます。

私自身は、カラー舗装については、例えば今後観光政策を進めていく中、また駅前ということで景観の問題もあり、色つきの舗装をした方がいいだろうという考え方であれば非常に理解ができるわけですが、先ほど石川さんのほうからは、その点、景観も加味したという話はありませんでしたが、町長からは積極的な説明がされていません。やむにやまれない、または必要に応じてやったことであれば、変更の理由はやはりきちっと説明すべきではないでしょうか。このままでは、理由もよくわからないまま、勝手にその場の判断で職員等なり町長等なりがやってしまえば何でも通ってしまうということになってしまいます。それでは議会の本来の役割を發揮することができないと考えます。

今回については余りにも不手際、不適切なことが多く、説明も不足しているということを経験として、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

議案第30号に賛成します。

確かに行政の怠慢だと言われてもしょうがないと思います。反論はあると思いますが、それを怠慢と言われて完全に否定できるようなことも言えないと思います。

ただ、このことによって行政がとまってしまうというのは、ほかの補正予算もあるんで、本意ではないので、それについて賛成します。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

この補正予算は、非常に難しいというか、僕も悩ましいところはありますが、僕が行政執行部、住民さんにお伝えしたいのは、二元代表制のあり方をやはりこういう自治体、小規模の自治体だからこそきちんと突き詰めて、住民、行政、議会が一つとなって行政活動、行政

の執行を行っていかねばならない、それは絶対なんですよ。

ただ、補正予算というもの、この数字に関して反対すると大きな歩みをとめることになる。これは本当に笠置町の評価、信頼、議会の信頼、住民の安心・安全を揺るがすものになってしまう。僕がこの立場で言えることは、やはりそれだけはやったらあかんと。議員という立場がどれほど重く苦しいものかというのを、行政の執行部、役場で働いている職員の皆さん、本当にわかっていただきたい。どんなに偉そうに言っても、どんなにきつい言葉をかけても、最後に手を挙げなければならない、その意味を本当にみんなで考えていけるような行政活動にしようじゃないですか。

この討論をもって賛成討論にかえさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第30号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第30号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第9、発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長（田中良三君） 発委第1号、平成30年6月12日、提出者、議会運営委員会委員長、田中良三。

笠置町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14号第2項の規定により提出します。

笠置町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

笠置町議会委員会条例（昭和62年笠置町条例第11号）の一部を次のとおり改正する。

第17条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会の傍聴に関しては、笠置町議会傍聴規則（昭和62年議会規則第2号）を準用する。この場合において、同規則中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「会議室」と読み替えるものとする。ただし、同規則第2条及び第3条の規定は、適用しな

いものとする。

附則、この条例は、公布の日より施行する。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。採決は挙手によって行います。

発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第10、発委第2号、木津川市・相楽郡選挙区の府議会議員定数の増員に関する決議の件を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。総合常任委員長。

総合常任委員長（西岡良祐君） 朗読いたします。

発委第2号、平成30年6月12日、提出者、総合常任委員会委員長、西岡良祐。

木津川市・相楽郡選挙区の府議会議員定数の増員に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14号第2項の規定により提出します。

木津川市・相楽郡選挙区の府議会議員定数の増員に関する決議（案）。

京都府議会は、前回の京都府議会議員一般選挙に向け平成26年9月定例会において議員定数について「一票の格差」を是正するため、「一増一減」の条例改正案を可決されました。

その内容は、宇治市・久世郡選挙区の定数を5名に増やす一方で、左京区選挙区の定数は4名から3名に削減する定数是正であり、その経緯などについては、様々に新聞報道がされたところであります。

京都府南部に位置し、奈良県・三重県との府県境にある木津川市と相楽郡は、学研都市等による開発での企業誘致や宅地開発により人口が急増する西部と、過疎化・少子高齢化により人口減少が著しい東部との地域間格差が進む広範囲の地域です。

相楽東部は、リゾートの誘致や「道の駅」のオープンなど、明るい話題はあるものの、農業の担い手不足や買い物困難地域、さらには医療問題など数多くの課題が山積しております。

これらの行政需要は単に人口問題だけでなく、多くの行政課題が様々な要因によって、同じ選挙区内でありながら西部と東部の格差は年々拡大してきています。

もとより、木津川市・相楽郡は、行政の効率化を図る取り組みを進めているところですが、広域行政の調整を担当する「府への行政需要」は、年々増大しているのが現状です。

よって、京都府議会にあっては、なぜ木津川市・相楽郡選挙区の議員定数が2名の現状なのか、当該選挙区民が納得できる理由を明確に示していただくとともに、相楽東部の現状を直視していただくためにもこの地域からの選出を目指せるよう、定員増員に対しての再考を強く求めます。

以上、決議する。

平成30年6月12日、京都府笠置町議会。以上です。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。採決は挙手によって行います。

発委第2号、木津川市・相楽郡選挙区の府議会議員定数の増員に関する決議の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、発委第2号、木津川市・相楽郡選挙区の府議会議員定数の増員に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は、6月20日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦勞さんでした。

散 会 午後3時59分